

**第3次小川町地域福祉計画・
第3次小川町地域福祉活動計画**

第2次小川町成年後見制度利用促進基本計画
小川町再犯防止推進計画

～ 支え合い みんなで いきいき 小川町 ～



令和8年3月

小川町・小川町社会福祉協議会

「支え合い みんなでいきいき 小川町」を目指して

小川町と小川町社会福祉協議会では、「支え合い みんなでいきいき 小川町」を基本目標に、平成28年3月に「小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画」を策定いたしました。その後、令和3年3月に計画の改定を行い、「第2次小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画」を策定、同時に「小川町成年後見制度利用促進基本計画」も策定し、町民の皆様のご協力をいただきながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



近年、急速な少子高齢化の進展や核家族化、価値観や生活様式の多様化などの社会環境の変化により、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進む中で、地域の皆様が抱える生活課題も複雑かつ多様化してきています。

こうした状況を踏まえ、このたび「第3次小川町地域福祉計画・第3次小川町地域福祉活動計画」及び「第2次成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。本計画では、第2次計画の成果と課題を検証しながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化、地域で支える健康づくりの推進を図るとともに、区長・民生委員・児童委員・地域福祉委員などの「人的インフラ」を地域福祉の中核に据え、町民一人一人が互いを尊重し、思いやりや支え合いの中で、安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

また、今回新たに「小川町再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定いたしました。犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として立ち直り、安定した生活を送ることができるよう支援することは、安全で安心なまちづくりの実現に向けた重要な取り組みです。誰一人孤立させることなく、すべての人が地域の中で支え合える環境を整えることが、再犯防止にもつながるものと考えております。

本計画の推進には、町行政と社会福祉協議会との連携はもとより、町民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体が一体となって取り組んでいくことが不可欠であります。引き続き、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、ともに取り組んでまいりましょう。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様、そして地域福祉（活動）推進委員会委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しましてご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和8年3月

小川町長・小川町社会福祉協議会会長

島田康弘

目次

第1編 序論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画の期間.....	7
4 地域福祉の圏域.....	7
第2章 地域福祉等に係る小川町の現状.....	8
1 小川町の現状.....	8
2 小川町社会福祉協議会の現状.....	16
3 町民の意向 ～アンケート調査～.....	18
4 小川町の地域福祉等の課題.....	30
第2編 地域福祉計画・地域福祉活動計画.....	31
第1章 地域福祉の理念・目標と施策の体系.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	31
3 基本方針.....	32
4 施策の体系.....	38
第2章 施策の展開.....	39
I 地域の福祉力を高める基盤づくり.....	39
【現状と課題】.....	39
1 地域福祉の基盤構築.....	40
2 民間活動の促進.....	42
II 地域による支え合いの仕組みづくり.....	45
【現状と課題】.....	45
3 地域福祉の拠点づくり.....	46
4 孤立防止.....	48
5 災害時対策の強化.....	50
6 ケアラー支援.....	52
7 地域の福祉力の向上.....	54
III 地域福祉の主体形成.....	57
【現状と課題】.....	57
8 町民活動の促進.....	58
9 福祉教育の推進.....	60
10 人材の確保と育成(「人的インフラ」の構築).....	62
11 地域福祉委員制度の普及と定着.....	64
12 介護予防に資する地域福祉の推進.....	66

13 民間団体等との連携強化.....	68
IV 福祉環境づくりの推進.....	71
【現状と課題】.....	71
14 高齢者等交通弱者の移動手段の確保.....	72
15 生活困窮者への支援.....	74
16 町民の権利擁護.....	76
17 子育て支援.....	78
18 福祉のまちづくりの推進.....	80
第3章 計画の推進方策.....	82
1 推進体制の充実.....	82
2 PDCAサイクルによるマネジメント.....	82
第3編 成年後見制度利用促進基本計画.....	83
1 計画策定の趣旨.....	83
2 地域連携ネットワーク体制の整備.....	84
3 施策の推進.....	85
4 計画の推進.....	86
第4編 再犯防止推進計画.....	87
1 計画策定の趣旨.....	87
2 基本的方向.....	91
3 取組内容.....	91
4 計画の推進.....	91
資料編.....	93
1 計画の策定経過.....	93
2 計画の策定体制.....	94
3 小川町地域福祉推進委員会条例.....	95
4 小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会設置要綱.....	96
5 小川町地域福祉推進委員会・小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会委員名簿.....	97
6 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会設置要綱.....	98
7 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会委員名簿.....	99
8 地域福祉に関するアンケート調査.....	100
9 用語解説.....	101

第1編 序論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

【地域福祉推進の背景】

我が国を取り巻く状況をみると、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変化しつつあります。これに少子高齢社会の進行が加速するなか、長引く物価高騰は私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしています。このような状況下において、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれているほか、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大するなど、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが社会問題となっています。

他方で、ボランティアやNPOなどの活動が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。

様々な相矛盾する社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は重要となっており、あわせて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっています。

新型コロナウイルス感染症による感染拡大を受け、小川町（以下「町」という。）においてもすべての分野で大きな影響が生じました。地域福祉の分野においても、コミュニティ活動が中止や縮小を余儀なくされ、また、民生委員・児童委員による地域での見守り活動が制限されるなか、「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」（全社協、令和2（2020）年7月）等を踏まえた実践が求められています。また、コロナ禍により「孤独・孤立」が顕在化、複雑化し、大きな社会問題となり、令和6年4月には孤独・孤立対策推進法が施行され、対策が求められています。

地域福祉を担い、支えていくのはすべての町民であり、町民生活の安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持ってともに支え合い、助け合うという、ともに生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが不可欠です。

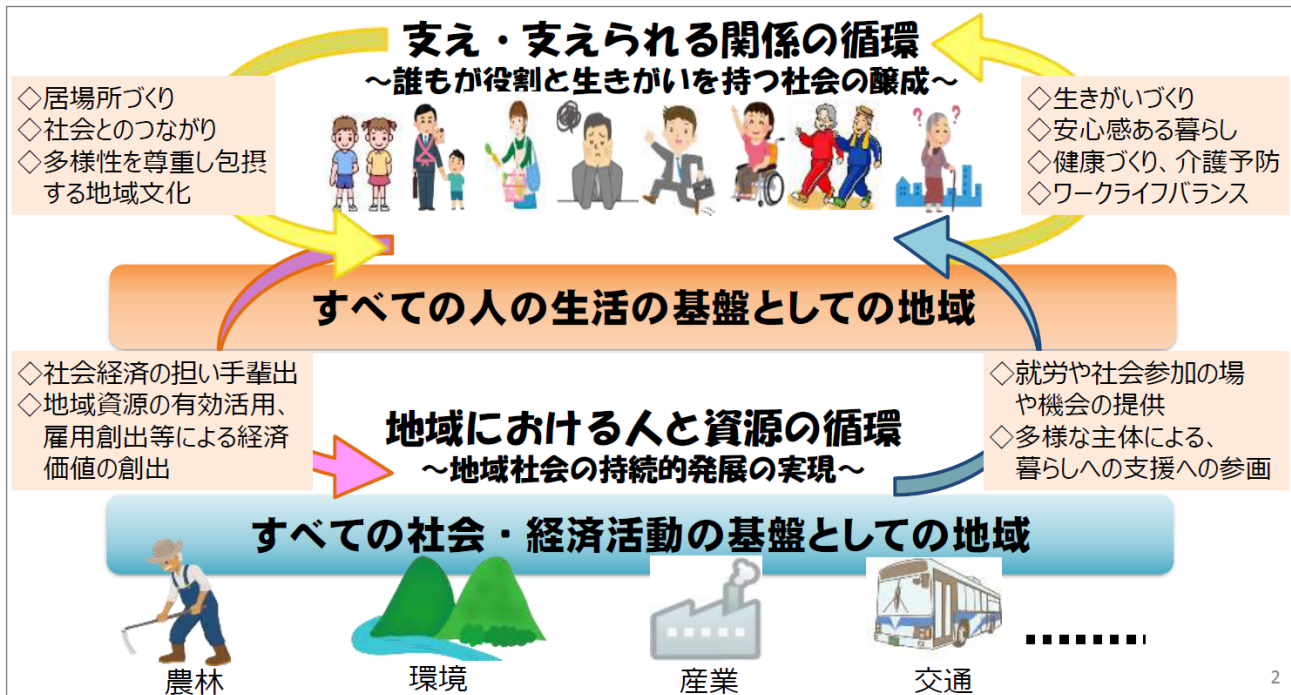
ともに生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努めることが求められています。

平成30（2018）年4月の改正社会福祉法の施行により、地域福祉計画の策定は任意のものから努力義務化され、さらに地域共生社会の実現に向け地域における支え合いの仕組みづくりをより一層推進することが求められることとなりました。

令和3（2021）年4月には包括的な支援体制の整備のため改正社会福祉法が施行され、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、介護、障害、子育て、生活困窮など多様な課題が絡み合う複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業が創設されました。

町では、地域福祉計画をはじめとした福祉関連計画により、包括的な支援体制整備に係る取組を推進します。

■地域共生社会



資料：厚生労働省ホームページより

【小川町地域福祉の基本的な考え方】

町においても、少子高齢化や地域のコミュニケーション不足、家族間の絆の希薄化、社会状況の変化等による地域課題があります。これらの課題を抱えている地域は、何らかの解決に向けて町や小川町社会福祉協議会、その他の団体や地域住民と協働して考え、取り組んでいく必要があります。

【地域福祉計画の策定】

地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの主体が相互に協力し合うことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」です。こうした地域福祉推進のための方策として「地域福祉計画」を策定するものです。

本計画では、社会福祉法の趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画を策定します。

なお、地域福祉計画の策定については、平成 30（2018）年 4 月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられることになりました。

■社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【地域福祉活動計画の策定】

小川町社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、住民や地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが、相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

町民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画を実現するための具体的な施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが必要であるため、地域福祉計画と一体的に策定します。

■社会福祉法

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
（以下、略）

【成年後見制度利用促進基本計画の策定】

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

このため、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28（2016）年 4 月に公布、同年 5 月に施行されました。同法により成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされ、平成 29（2017）年 3 月 24 日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

町においても、同法第 14 条に規定する小川町成年後見制度利用促進基本計画を小川町地域福祉計画と一体的に策定します。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【再犯防止推進計画の策定】

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存のある、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要です。

そこで、再犯防止推進法第 8 条第 1 項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされました。町においても、同法第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画を小川町地域福祉計画と一体的に策定します。

■再犯の防止等の推進に関する法律

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

小川町地域福祉計画は、町の上位計画である「小川町総合振興計画」の福祉分野における個別計画であり、計画の推進にあたっては関連計画と連携を図ります。

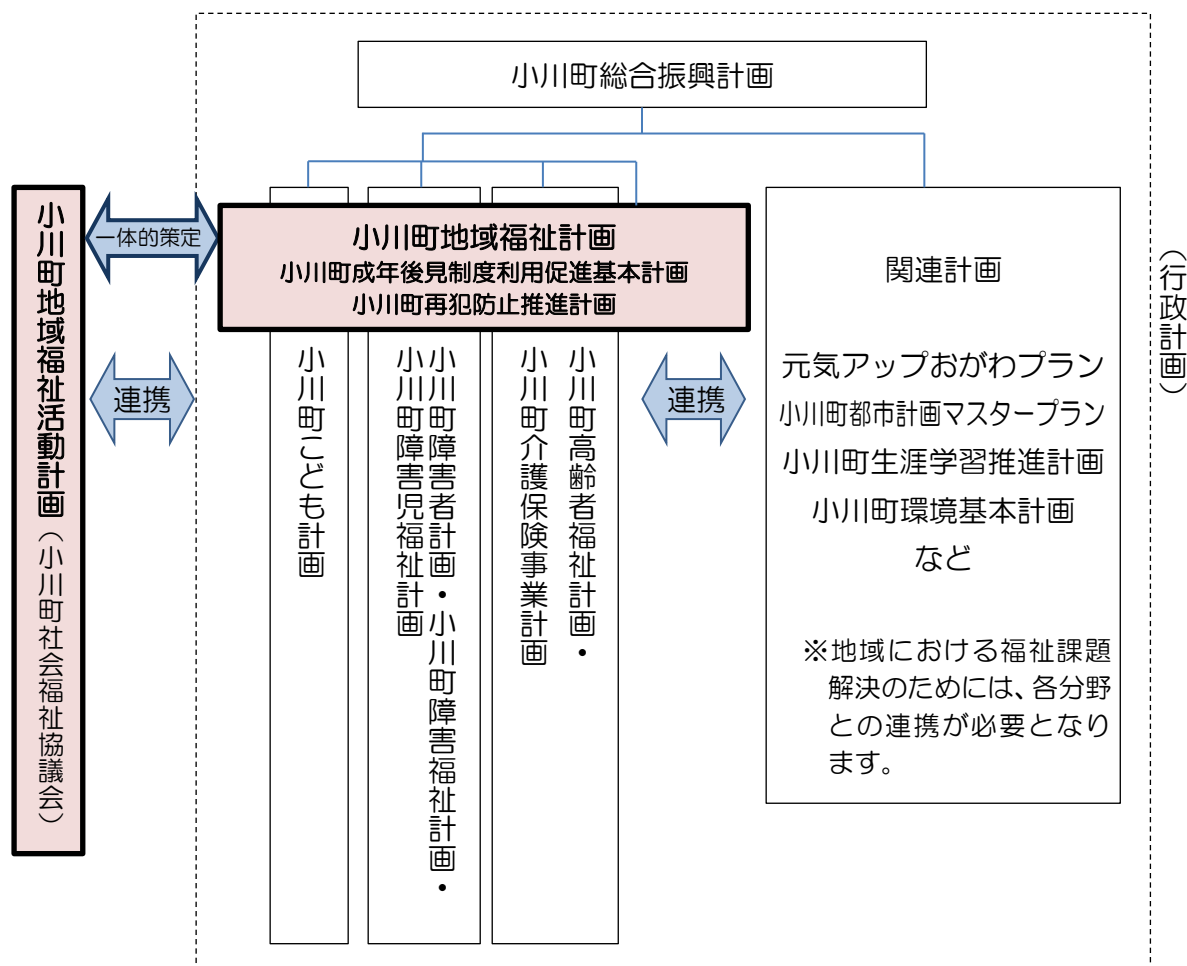
また、地域福祉計画は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画など、福祉分野の関連計画の共通事項における上位計画として整合を図ります。

さらに、小川町社会福祉協議会が策定する小川町地域福祉活動計画と一体的に策定し、地域福祉の推進を図ります。

計画の策定、推進にあたっては、国の制度等を踏まえるとともに、埼玉県地域福祉支援計画等と連携を図ります。

なお、小川町成年後見制度利用促進基本計画及び小川町再犯防止推進計画と一体的に策定します。

図 関連する計画



※地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられる。

■小川町第6次総合振興計画前期基本計画における「地域福祉」の位置づけ

<基本方針>

町民が理解し合い、尊重し合う地域社会の実現に向け、町と小川町社会福祉協議会が協働し、人にやさしい地域づくりを目指します。

地域の中で支援を必要とする方を、近隣の様々な役割の方が多角的に支える体制「人的インフラ」を構築することによって、安心して生活できる暮らしやすいまちを目指し、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、支え合いのまちづくりを推進します。

■小川町第6次総合振興計画における「SDGs」の位置づけ

総合振興計画では、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称、目標 2030 年）を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能なまちづくりを推進します。

<地域福祉が貢献するゴール>

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>①貧困</p> <p>●あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>③保健</p> <p>●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>④教育</p> <p>●すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>⑪都市</p> <p>●包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>⑯平和</p> <p>●持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>⑰実施手段</p> <p>●持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

出典：国連広報センター

3 計画の期間

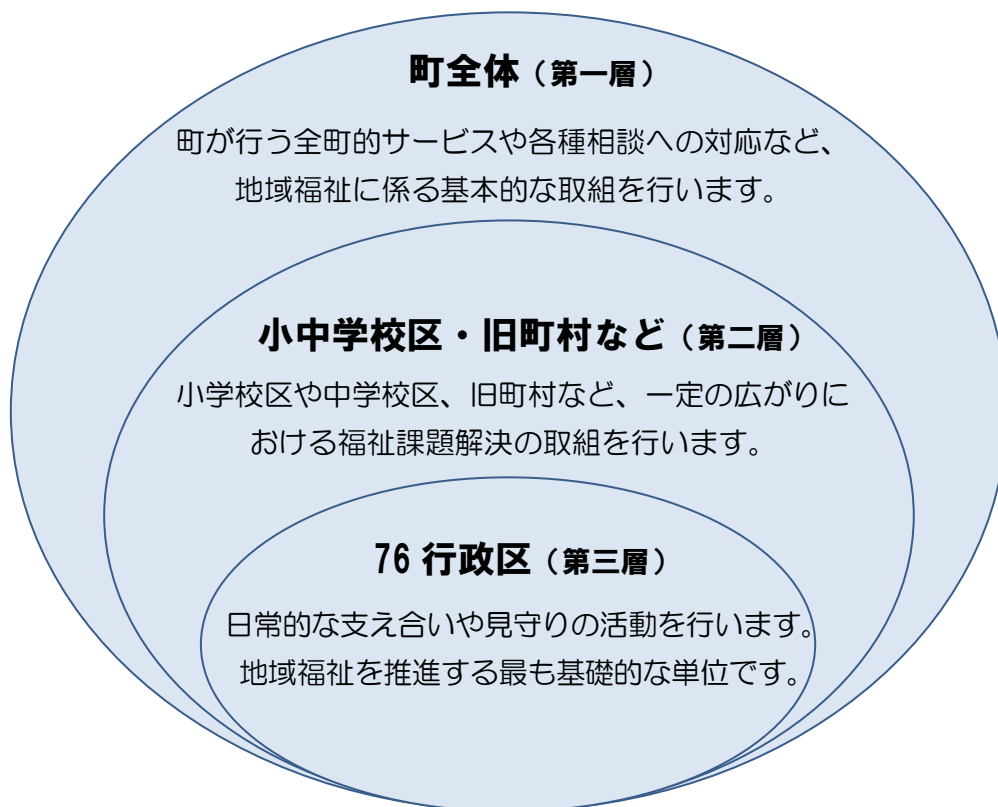
小川町第3次地域福祉計画・小川町第3次地域福祉活動計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

なお、第2次小川町成年後見制度利用促進基本計画及び小川町再犯防止推進計画についても、同様の計画期間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）とします。

4 地域福祉の圏域

76 の行政区を最小の単位とし、小中学校区や旧町村を単位とした中間の圏域、そして町全体の、3層に分けて地域福祉の推進を図ります。

地域福祉圏域



注）町全体を一つの圏域に設定している計画は、小川町介護保険事業計画（日常生活圏域）や小川町こども計画（教育・保育提供区域）などがあります。

注）中学校区については、小川町立小中学校再編計画により、令和12（2030）年4月1日に全町で1校（第一層）となる予定です。

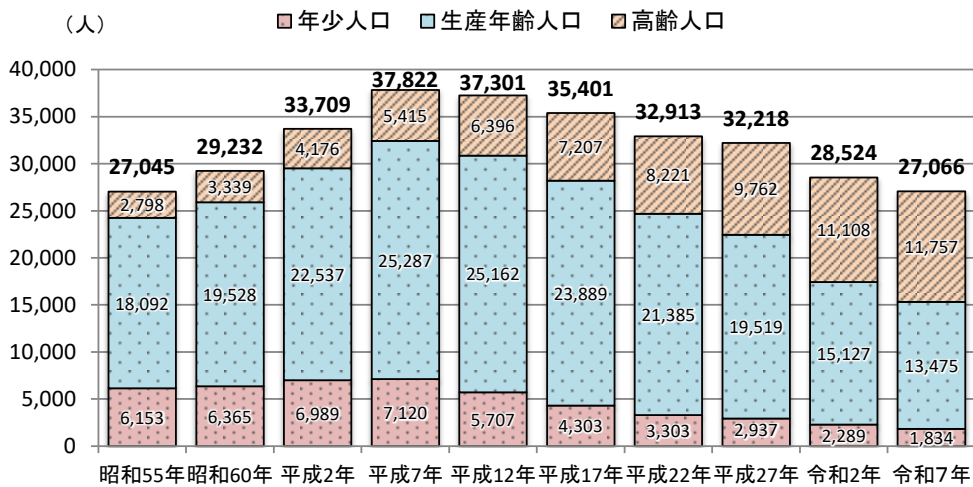
第2章 地域福祉等に係る小川町の現状

1 小川町の現状

(1)人口と世帯

町の人口（国勢調査）は、平成7（1995）年の37,822人をピークに減少に転じ、令和2（2020）年には28,524人になっています（令和7（2025）年住民基本台帳人口は27,066人）。長期的にはこのまま減少傾向で推移し、20年後の令和37（2045）年には2万人を切ると見込まれています。

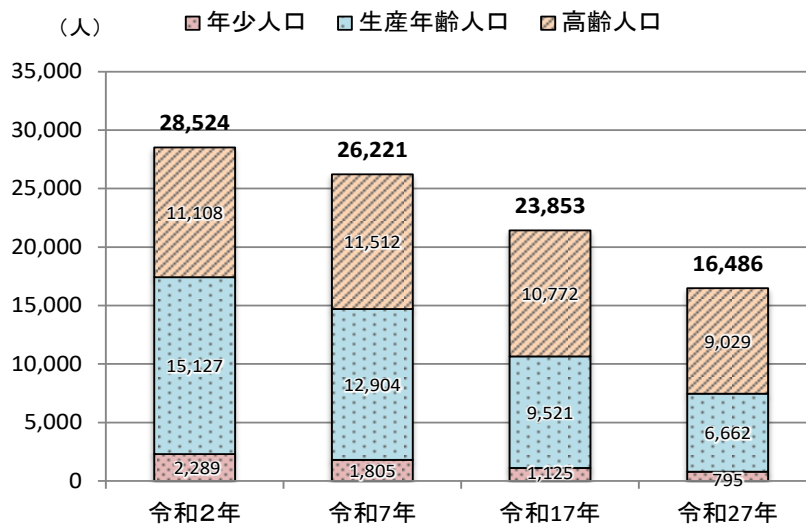
図 総人口・年齢3区分別人口の推移



※年少人口0～14歳、生産年齢人口15～64歳、高齢人口65歳以上

資料：国勢調査、令和7年は住民基本台帳（10月1日）

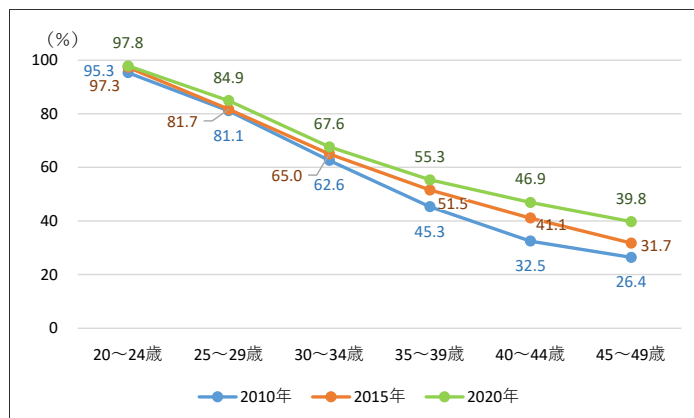
図 総人口・年齢3区分別人口の将来見通し（令和7年以降推計値）



資料：国立社会保障・人口問題研究所

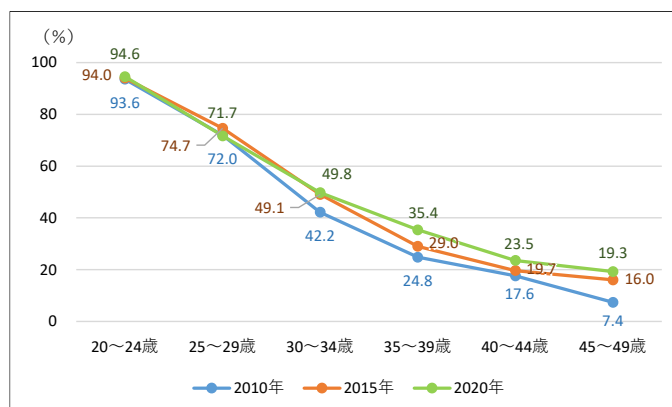
未婚率をみると、男女とも年々増加しており、それぞれ年代別にみても増加傾向にあります。地区別の人口をみると、小川地区が10,105人で最も多く、竹沢地区が2,516人で最も少なくなっています。

図 年齢別未婚率の推移（男性）



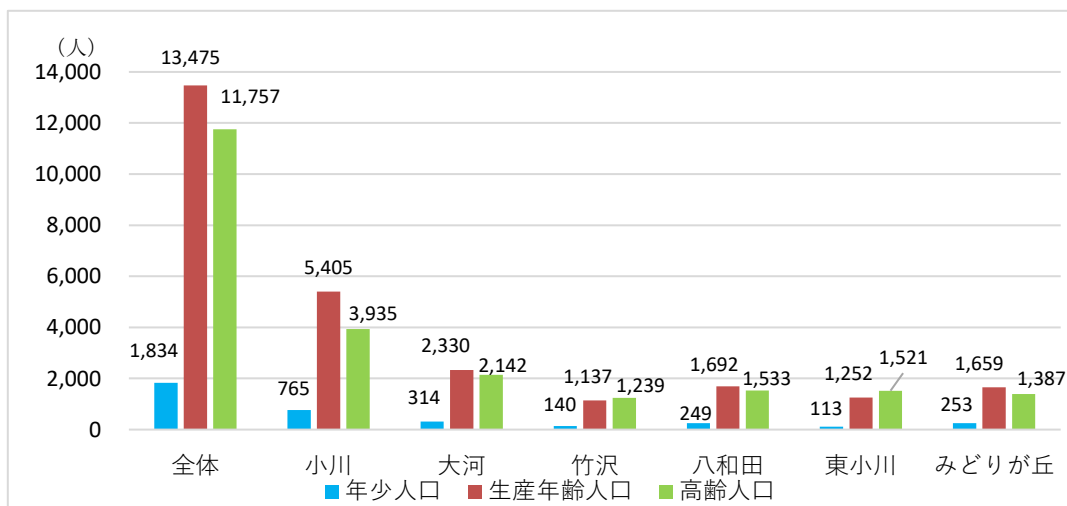
資料：国勢調査

図 年齢別未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

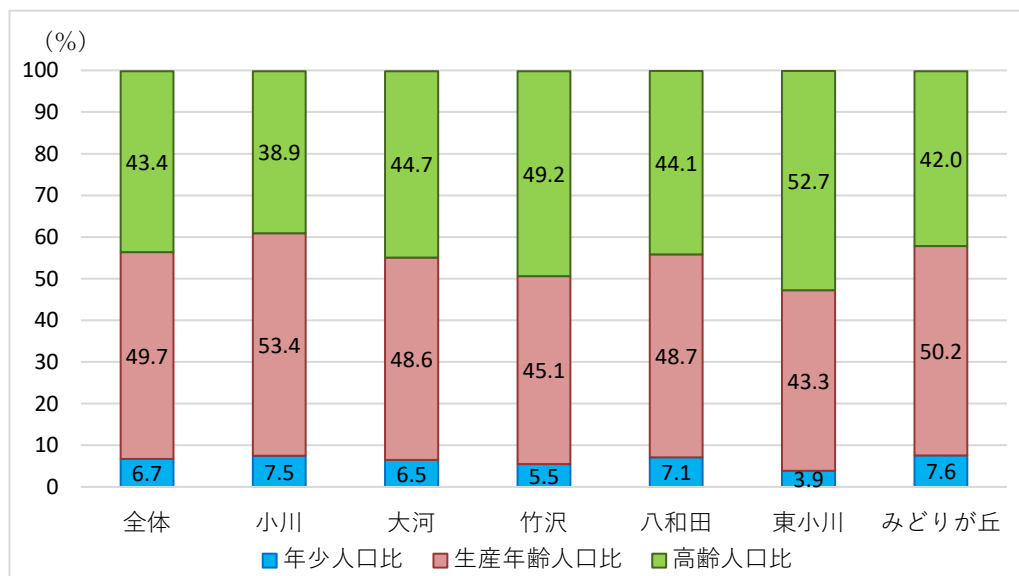
図 地区別年齢別人口



資料：住民基本台帳（令和7年10月1日現在）

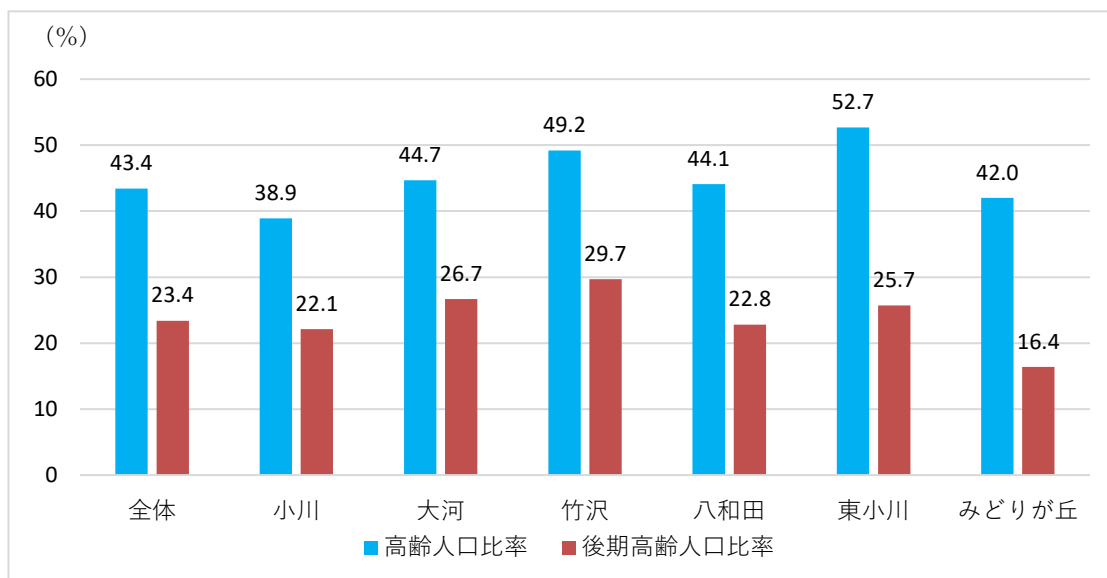
地区別に高齢化（65歳以上）の状況をみると、東小川地区（52.7%）が50%を超えており、唯一、小川地区（38.9%）が30%台で、他の地区は40%台となっています。後期高齢者（75歳以上）の割合ではみどりが丘地区（16.4%）以外は、20%台となっています。

図 地区別年齢別人口構成



資料：住民基本台帳（令和7年10月1日現在）

図 地区別高齢化率



資料：住民基本台帳（令和7年10月1日現在）

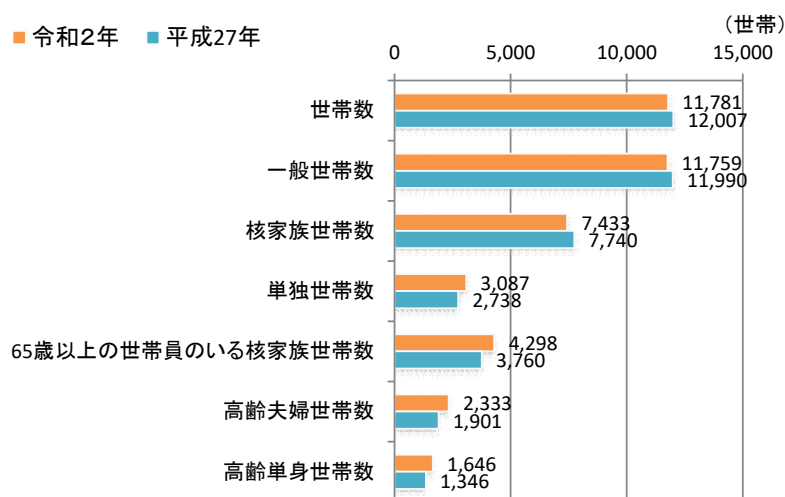
注) 高齢人口比 65歳以上人口／総人口

注) 後期高齢人口比 75歳以上人口／総人口

世帯数は令和2（2020）年時点で 11,781 世帯であり、うち単独世帯数は 3,087 世帯（26.2%）となっています。

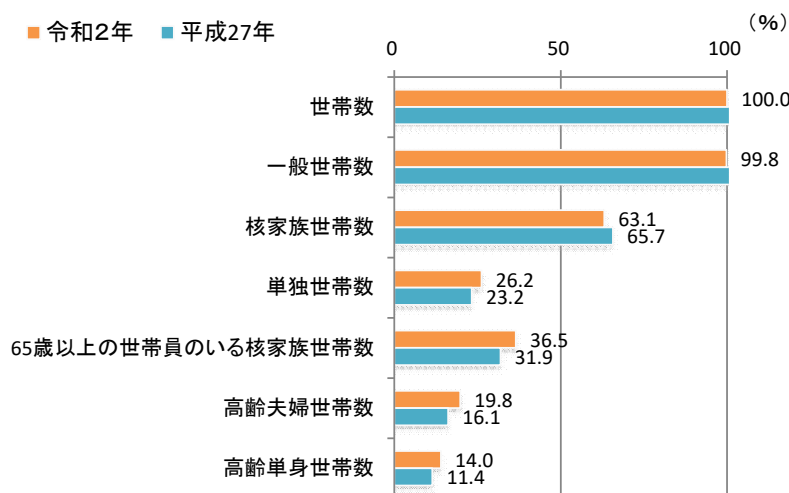
高齢者世帯についてみると、65 歳以上の世帯員のいる核家族世帯数は 4,298 世帯（全世帯数の 36.5%）、高齢夫婦世帯数が 2,333 世帯（同 19.8%）、高齢単身世帯数が 1,646 世帯（同 14.0%）となっており、平成 27（2015）年からいずれも増加しています。

図 世帯数



資料：国勢調査

図 世帯構成比



資料：国勢調査

注)

一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等であり、「施設等の世帯」を含まない。

核家族世帯：親族のみの世帯のうち、(1)夫婦のみの世帯、(2)夫婦と子どもから成る世帯、(3)男親と子どもから成る世帯、(4)女親と子どもから成る世帯

単独世帯：世帯人員が一人の世帯

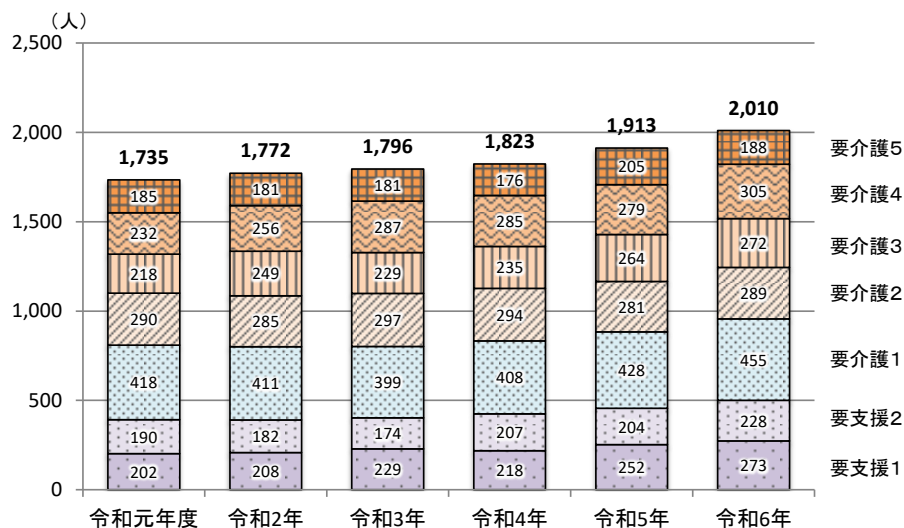
高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦一組のみの世帯

なお、世帯数には、核家族世帯や単独世帯のほか、三世帯世帯、施設等の世帯が含まれます。

(2)介護認定の状況

高齢化が進行する中で、介護保険制度の安定した運営が求められますが、介護認定の状況を見ると、近年、要介護高齢者の増加傾向がみられます。要支援・要介護に認定された高齢者は、令和6（2024）年度で2,010人となっており、令和元（2019）年度と比べると275人増加しています。

図 要介護・要支援認定者の推移

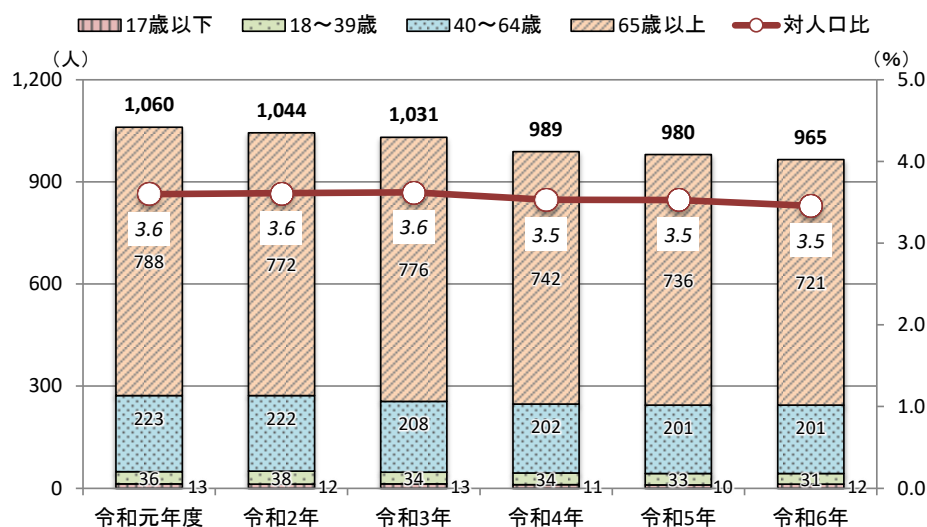


資料：長生き支援課

(3)障害者手帳の交付状況

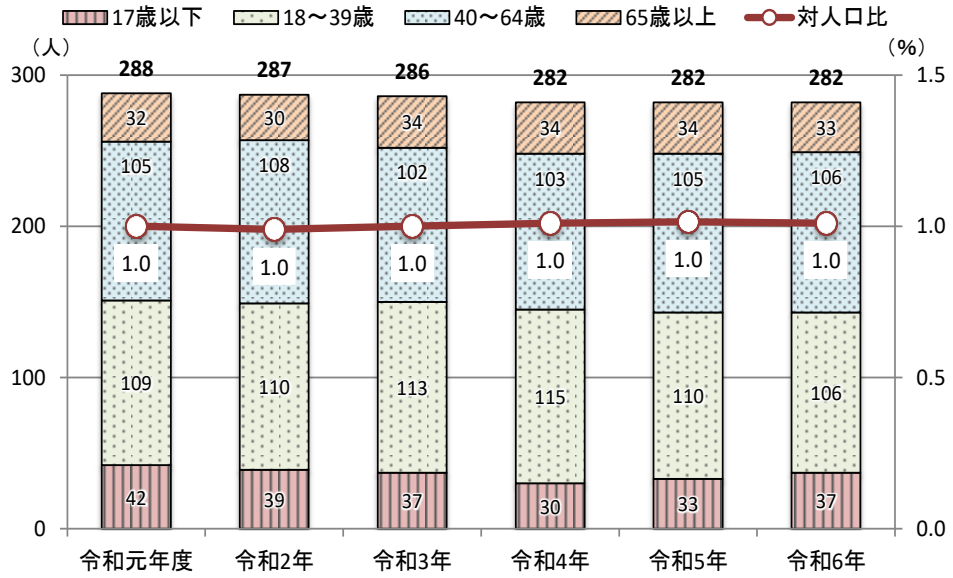
障害者手帳の所持（交付）状況から障害者数の動向をみると、身体障害者数は緩やかな減少傾向にあり、知的障害者（療育手帳所持者）数は横ばい傾向に、精神障害者数は増加傾向にあります。

図 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



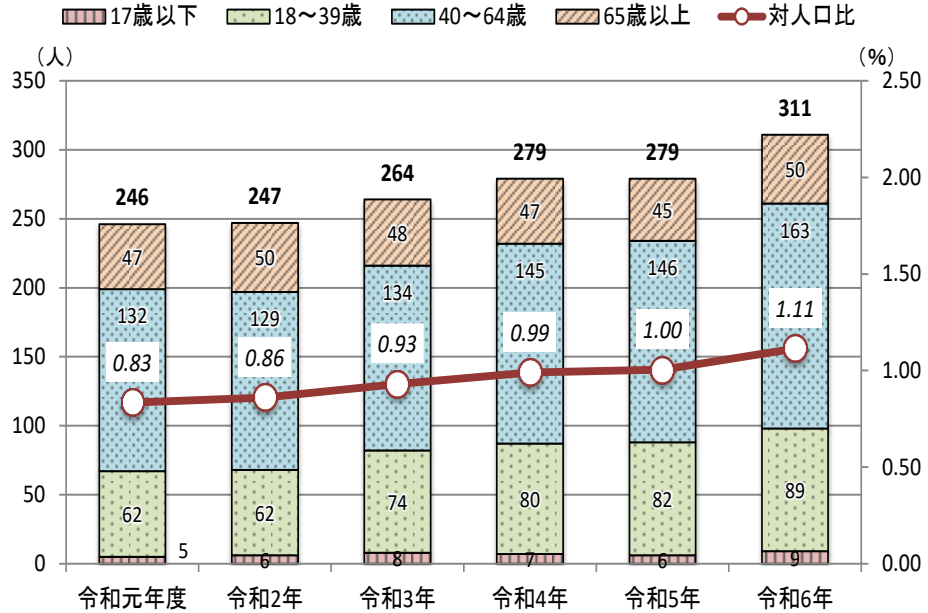
資料：健康福祉課

図 年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課

図 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



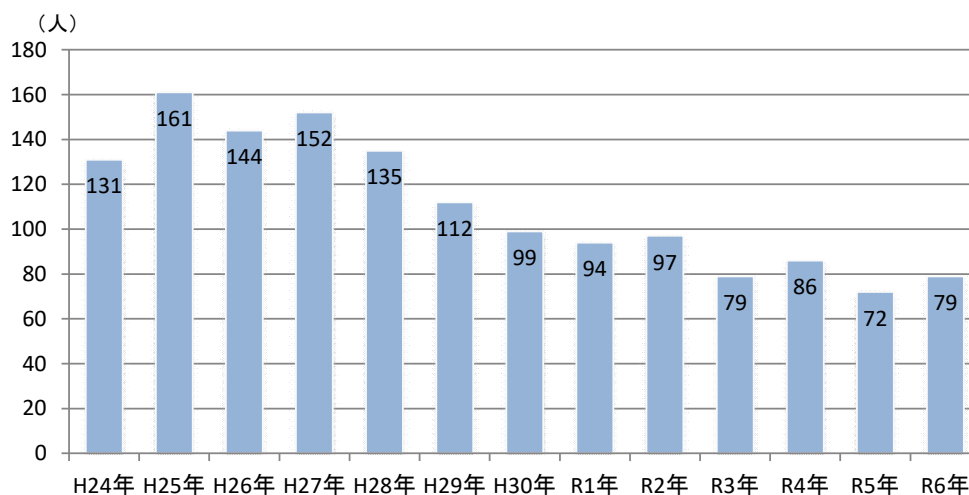
資料：健康福祉課

(4)出生数・合計特殊出生率の推移

出生数は、令和6（2024）年で79人となっており、平成25（2013）年以降、減少傾向で推移し、令和3（2021）年以降は概ね横ばい傾向で推移しています。

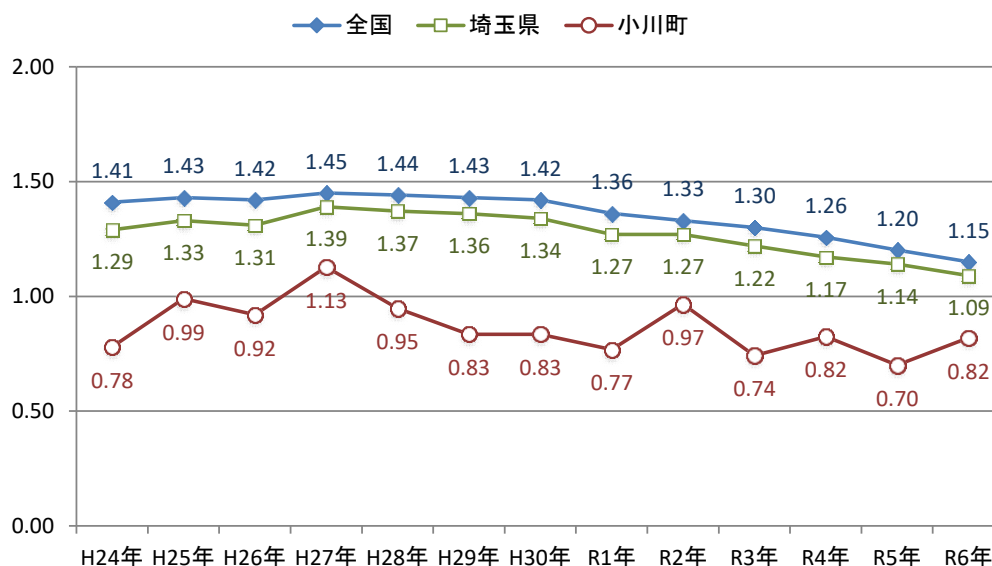
合計特殊出生率は、人口が一定となる出生の水準である人口置換水準の2.07を大幅に下回っており、国や埼玉県と比べても低く、1.0を下回って推移しています。

図 出生数の推移



資料：人口動態統計

図 合計特殊出生率の推移

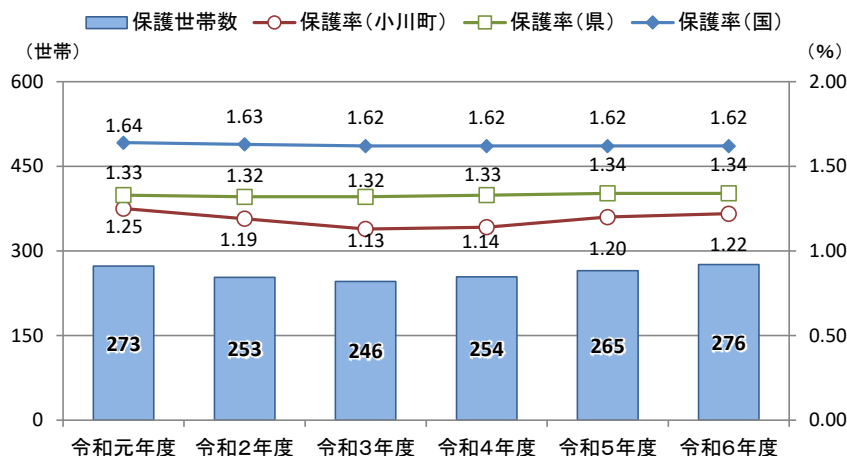


資料：人口動態統計

(5)生活保護の状況

生活保護世帯数は、近年横ばい傾向で推移しており、令和6（2024）年度は276世帯となっています。生活保護率（人口比）をみると、1.22%であり、埼玉県の1.34%、国の1.62%と比べて低くなっています。

図 生活保護の推移



資料：埼玉県西部福祉事務所

(6)成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申し立てる親族がない、申立経費や後見人の報酬を負担できないなど、様々な理由で利用できない場合は、町長が申し立てをします。近年の推移をみると1～2件の年もありましたが、令和5（2023）年度は4件、令和6（2024）年度は5件の利用でした。

表 町長申立による成年後見制度利用数の推移

(件)

対象者	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害者	0	1	1	0	0	0
高齢者	1	3	1	1	4	5
計	1	4	2	1	4	5

資料：健康福祉課

2 小川町社会福祉協議会の現状

社会福祉法において、市町村社会福祉協議会とは地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されています。

小川町社会福祉協議会は、平成元（1989）年に設立され「近隣たすけあい活動推進事業」「敬老等事業」「ふれあい・いきいきサロン事業」「介護予防事業はつらつクラブ」「地域支え合いサービス事業」「地域福祉委員設置事業」など様々な地域福祉事業を実施しています。また、地域包括支援センターも運営しており、介護予防支援、認知症サポーター養成等の事業も実施しています。

これらの事業は、地域住民の参加・協力をいただいて、長年にわたり実施されており、例え高齢であったり、障害があってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう事業を展開してきました。

これまでの取組をさらに充実させることにより、地域において人が人を支える体制、困った時は助けてもらえるという安心感が基盤となるよう、そうした体制を「人的インフラ」として構築を目指し事業を進めていきます。

(1)地域福祉事業

支部社会福祉協議会事業

近隣たすけあい活動推進事業

小川町福祉大会開催

地域福祉委員制度

物品・車いす貸出

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

福祉有償旅客運送事業（移送サービス）

地域支え合いサービス事業



ふれあい・いきいきサロン



認知症講座

(2)高齢者福祉事業

敬老等事業

ぴっかり千両体操（小川町オリジナル介護予防体操）

元気食事券支給事業

介護予防事業はつらつクラブ

ふれあい・いきいきサロン



ぴっかり千両体操講習会

(3)障害者福祉事業

重度障害者慰問事業

障害者福祉サービス訪問介護事業所

障害者相談支援事業所「どんぐり」

障害者福祉サービス生活介護事業所「けやき」



障害者福祉サービス生活介護事業所「けやき」

(4) 児童福祉事業

福祉協力校指定事業

(5) 権利擁護事業

法人後見事業

(6) 生活困窮者自立支援事業

生活福祉資金貸付事業

(7) 団体事務局

老人クラブ連合会／手をつなぐ育成会／
赤十字奉仕団／遺族会

(8) ボランティアセンター

登録ボランティア紹介
ボランティア保険
夏のボランティア体験プログラム
福祉教育
災害ボランティアセンター
地域支え合いセンター



福祉教育



赤十字奉仕団災害炊き出し訓練



災害ボランティアセンター

小川町 **ぴっかい千両体操** **千両** (立った運動)

♪ 前奏 ♪



- 音楽を聴く (8時間)
- 両手を上げる (8時間)
- 伸びる (8時間)
- 両手を降ろす (8時間)
- 肘を曲げ腕を振りリズムをとる (8時間)

1. 朝ぎり晴れた乳首山に茂る緑は山の幸



- 腕を前から横へ広げ腕を開く (4時間)
- 腕を降ろす (4時間)
- もう一度繰り返す

里に伐り出しや 建具の本場



- 右足を1歩引きながら体をひねり腕を下から回す (4時間)
- 左側も同様
- もう一度繰り返す

今日も早よから木こり唄

千両 **ぴっかい千両でぴっかい千両の山の町**

♪ 間奏 ♪



- 右足を一步前に出し前傾し紙すき動作を鼠娘し手を伸ばす (2時間)
- 重心を後ろにかけ手を引き戻す (2時間)
- もう一度繰り返す



- 右足から3回 大きくももを上げて足を踏みながら、手はグー・パーしながら腕を下、中央、上と動かす (8時間)
- 左からも同様 (8時間)



- 右足を横へ踏み込み、重心をかけ、もどす (4時間)
- 左足も同様 (4時間)
- もう一度繰り返す
- 肘を曲げ腕を振りながらリズムをとる (8時間)

2. 俺が桑畑 黄金がみのる 桑植盛り 食いざかり

3. 色は七いろ 七夕色紙 茶ちり障子の紙の町

4. 腕に自慢の上げ鉢巻で庫の 若衆は勇み肌

♪ 終奏 ♪



- 右手を前に押し出してもどす (4時間)
- 左も同様 (4時間)
- もう一度繰り返す

B~Eを行う



- 右手をねじりながら横へ出し、もどす (8時間)
- 左手も同様 (4時間)
- もう一度繰り返す

B~Eを行う



- 右手を下から回し、腕の横で力こぶをつくる (4時間)
- 左手も同様 (4時間)
- もう一度繰り返す

B~Dを行う



- 4回拍手して両手を上げる (8時間)

3 町民の意向 ～アンケート調査～

調査対象：町内に在住する 18 歳以上の男女 調査期間：令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月

対象者数：2,000 人 有効回収数：1,008 人 有効回収率：50.4%

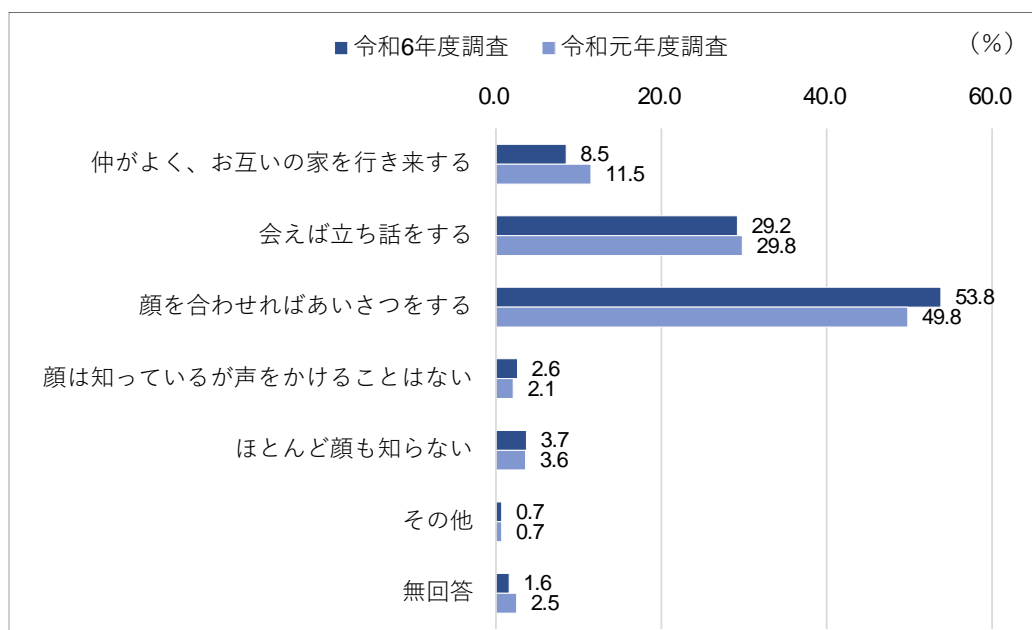
グラフの右上等に「N」とあるのは、当該設問の有効回答者数を表します。

※令和元年度調査は、20 歳以上男女、令和元年 11 月～12 月実施、有効回収数 866、有効回収率 43.3%

(1)近所付き合い

問1 あなたは、地域の人とどのような付き合いをしていますか。(1つに○)

Nは、令和 6 年度調査 1008、令和元年度調査 866

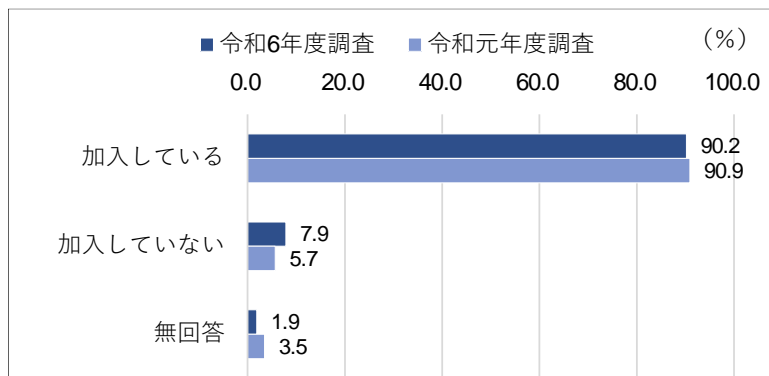


近所付き合いの程度については、「仲がよく、お互いの家を行き来する」が 8.5%、「会えば立ち話をする」が 29.2%となっており、前回調査に比べていずれもやや減少しています。また、「顔を合わせればあいさつをする」が 53.8%となっています。

(2)町内会・自治会への加入

問2 あなたの家では町内会・自治会に加入していますか。(1つに○)

Nは、令和 6 年度調査 1008、令和元年度調査 866

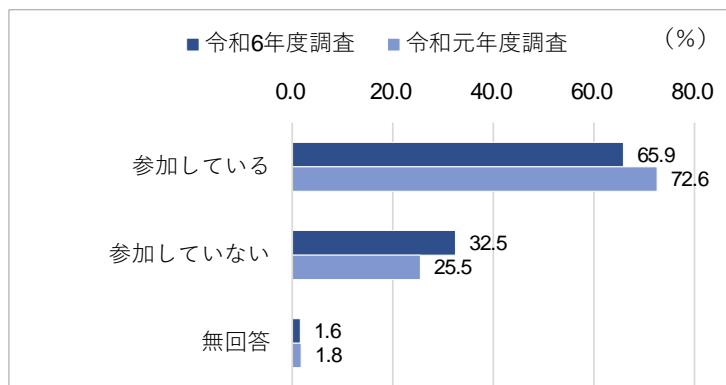


町内会・自治会へは、「加入している」が 90.2%、「加入していない」が 7.9%です。

(3)地域活動への参加

問3 あなたは地域活動に参加していますか。(1つに○)

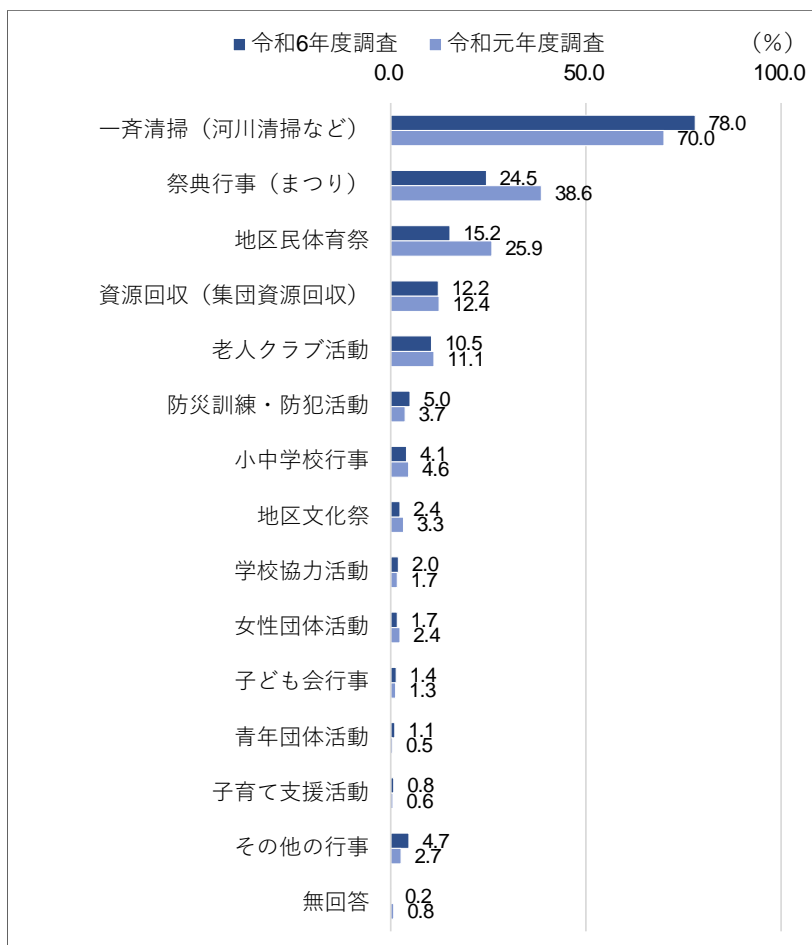
Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866



地域活動へは「参加している」が65.9%、「参加していない」が32.5%となっています。前回調査と比べると参加している割合が減少しています。

問4 【問3で「1」とお答えの方】参加している地域活動は何ですか。

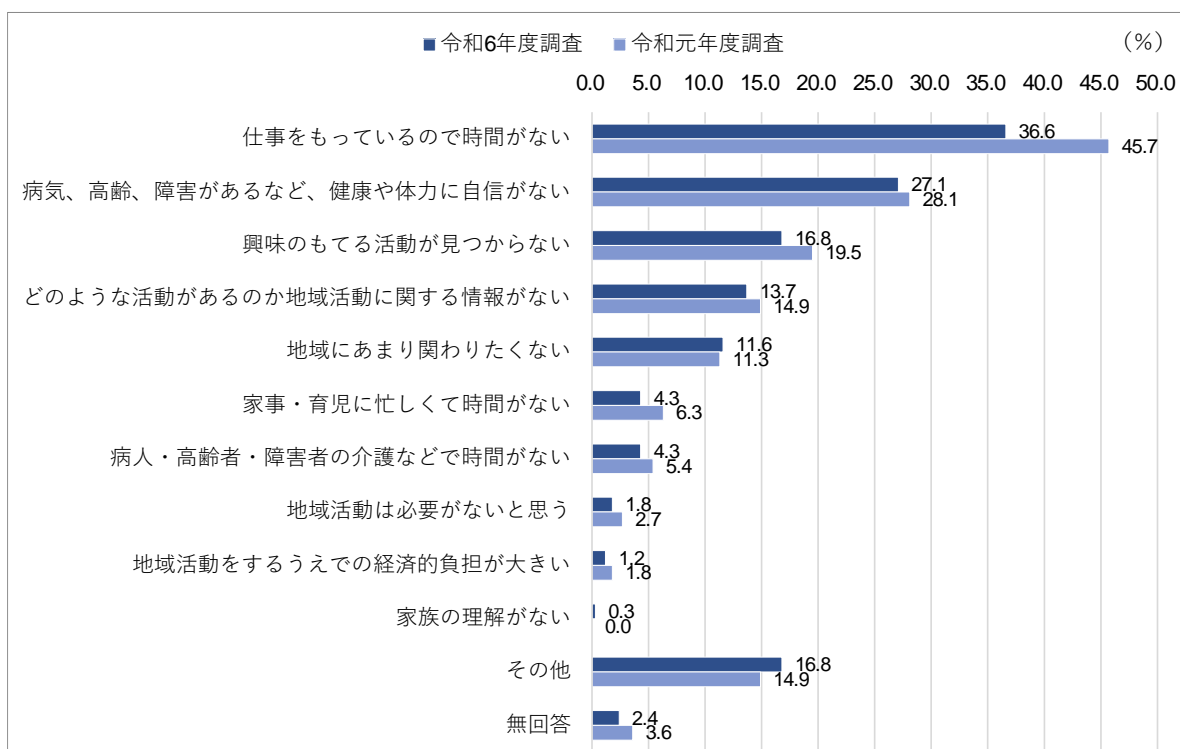
Nは、令和6年度調査 664、令和元年度調査 629



参加している地域活動は、「一斉清掃 (河川清掃など)」が78.0%、「祭典行事 (まつり)」が24.5%、「地区民体育祭」が15.2%などとなっています。

問5 【問3で「2」とお答えの方】参加していない理由は何ですか。

Nは、令和6年度調査 328、令和元年度調査 221

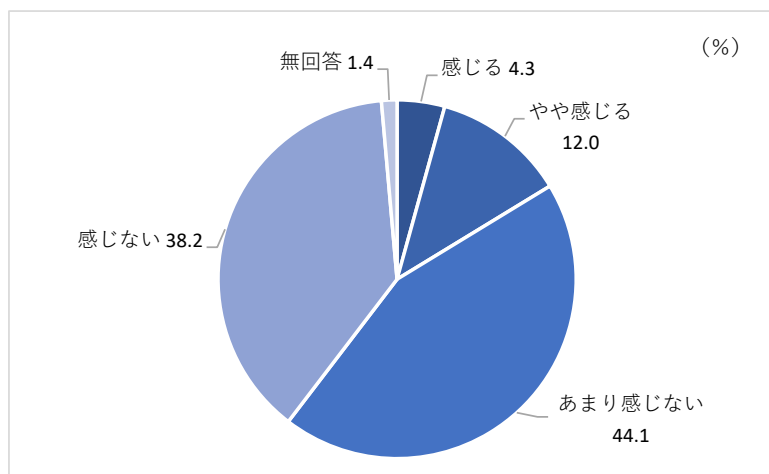


地区活動に参加していない理由は、「仕事をもっているので時間がない」が36.6%、「病気、高齢、障害があるなど、健康や体力に自信がない」が27.1%、「興味のもてる活動が見つからない」が16.8%、「どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない」が13.7%などとなっています。

(4) 孤独感や孤立感を感じること

問6 あなたは日々の暮らしの中で孤独感や孤立感を感じることはありませんか。(1つに○)

N=1008

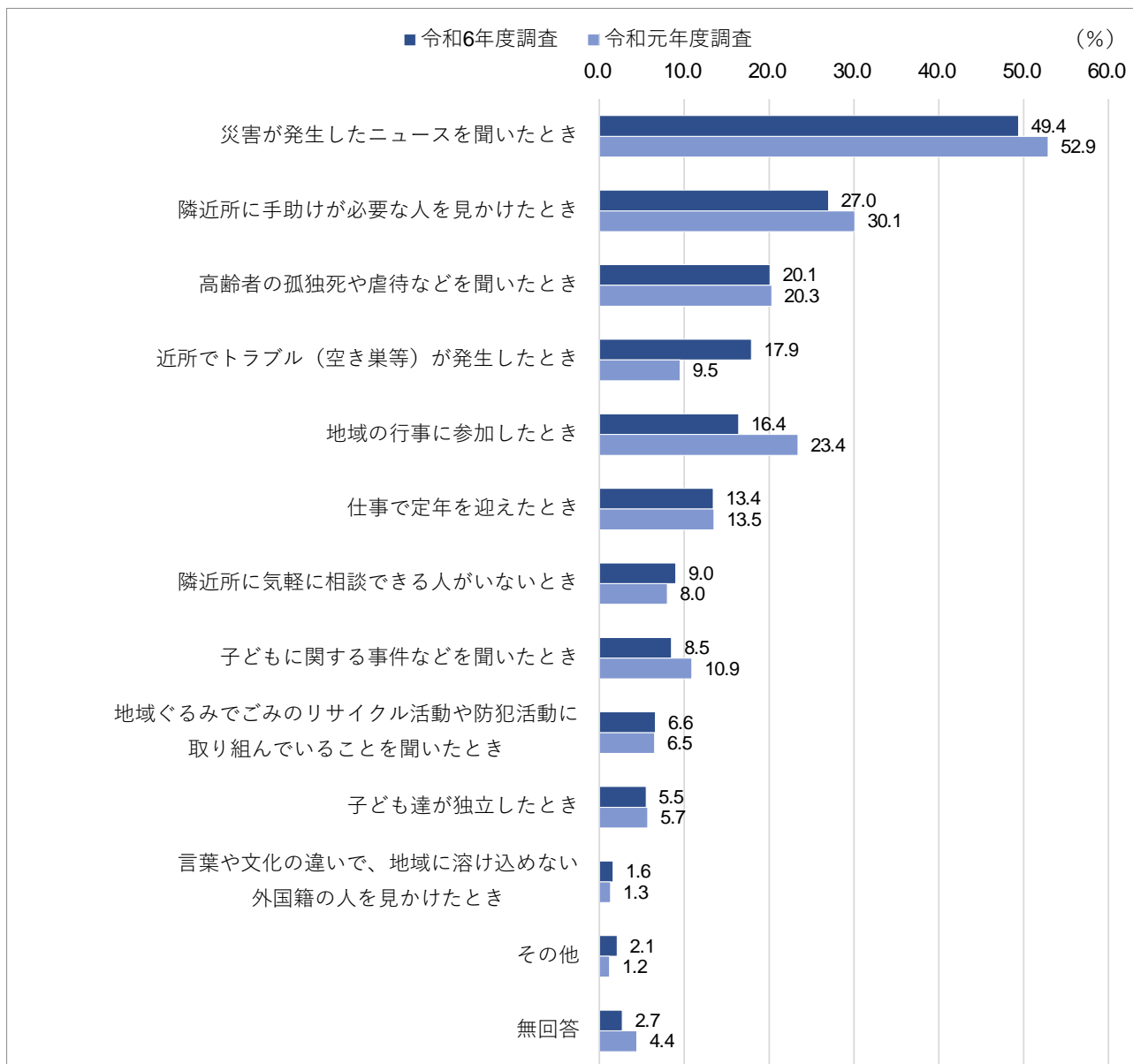


日々の暮らしの中で孤独感や孤立感を感じることは、「感じる」が4.3%、「やや感じる」が12.0%、合わせて「感じる」が16.3%である。一方、「感じない」が38.2%、「あまり感じない」が44.1%、合わせて「感じない」が82.3%となっている。

(5)地域との関わりの必要性を感じる時

問9 あなたは、どのようなときに地域との関わりの必要性を感じますか。(主なものを2つに○)

Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866



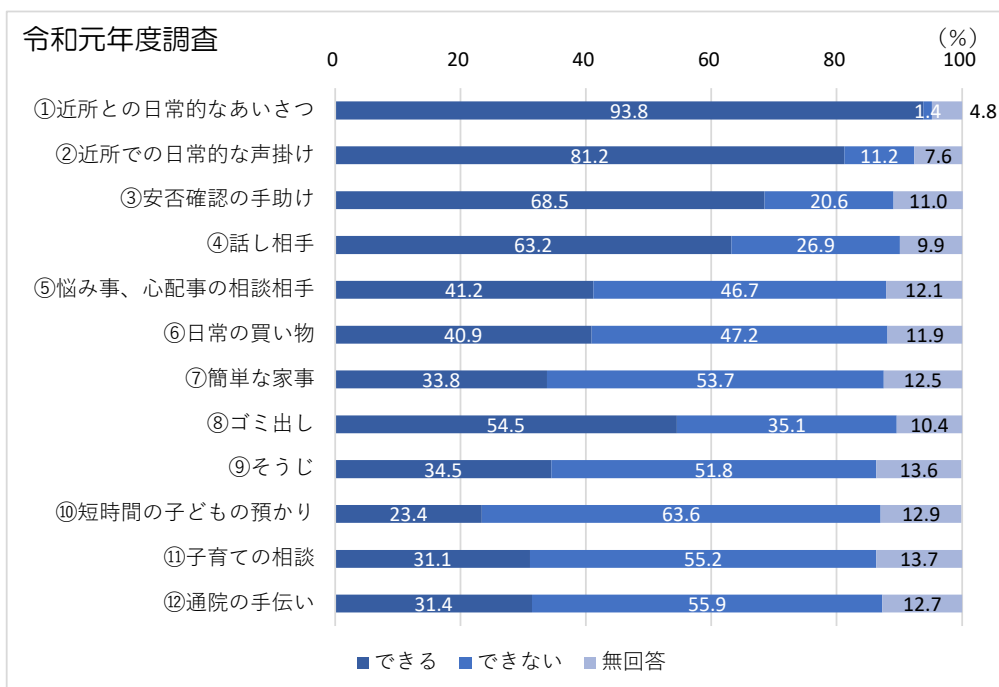
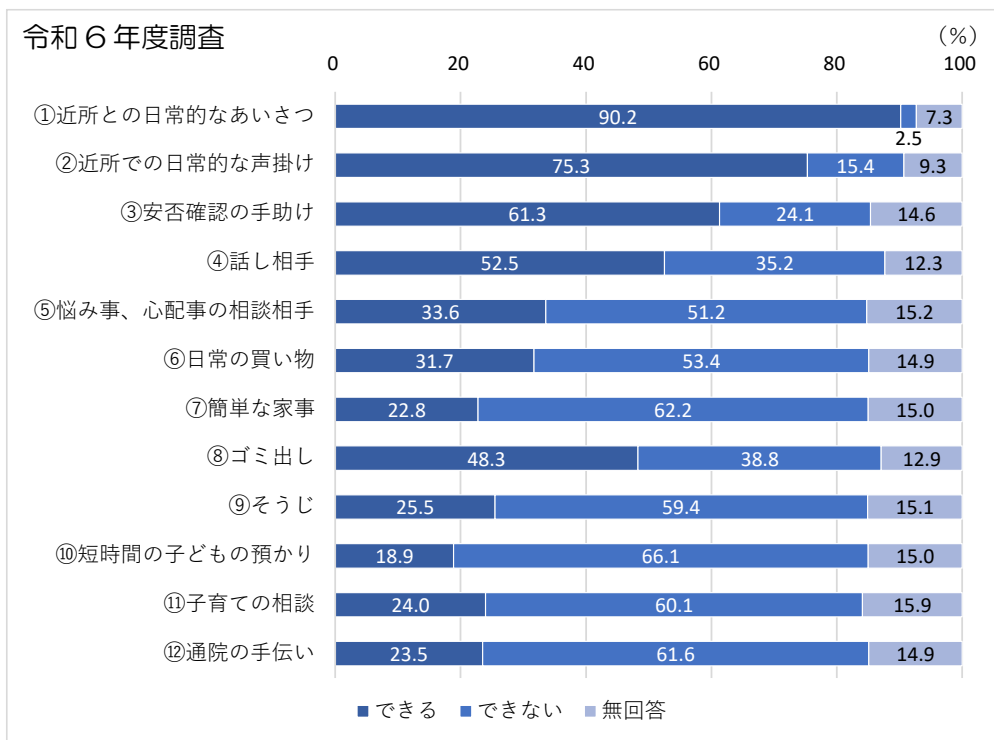
地域との関わりの必要性を感じる時は、「災害が発生したニュースを聞いたとき」が49.4%、「隣近所に手助けが必要な人を見かけたとき」が27.0%、「高齢者の孤独死や虐待などを聞いたとき」が20.1%、「近所でトラブル(空き巣等)が発生したとき」が17.9%などとなっています。

(6)隣近所の助け合い

問 10 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたができることは、例えばどのようなことだと思いますか。

①～⑫の各項目について、それぞれお答えください。

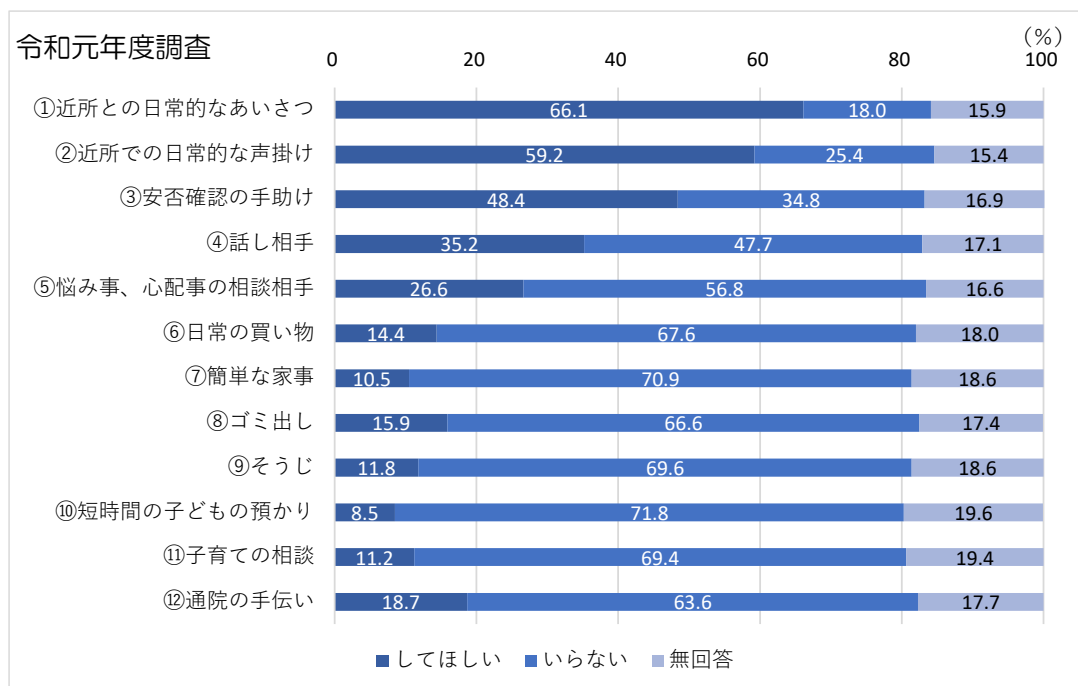
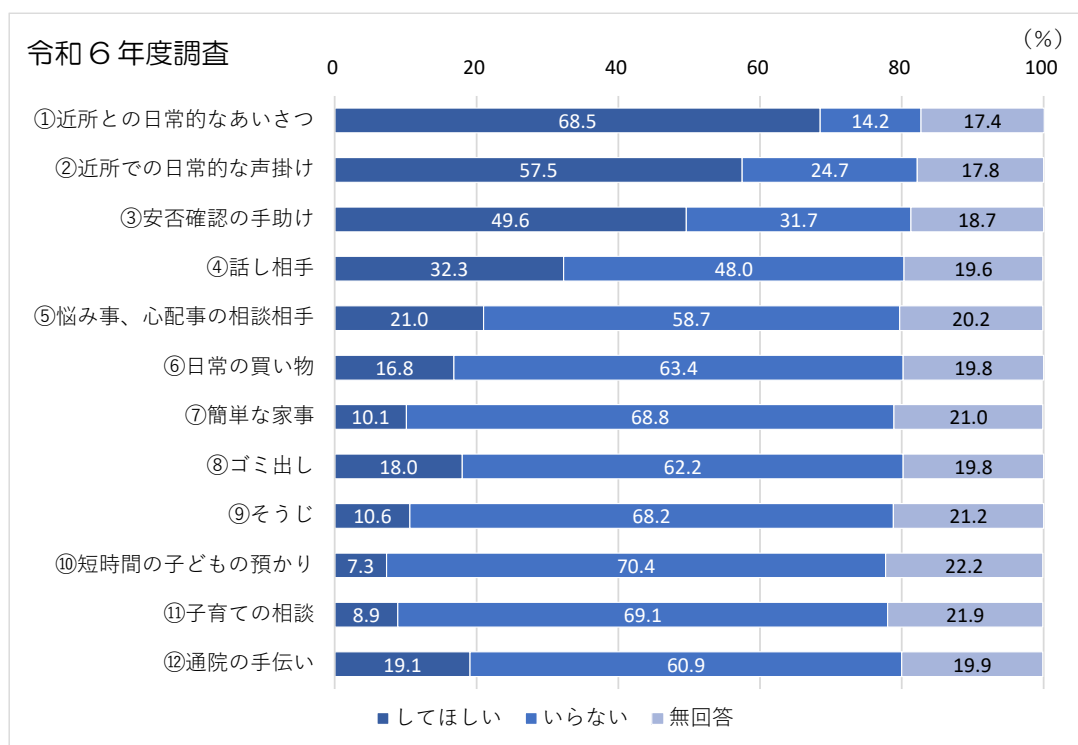
Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866



隣近所で困っている方に手助けできることは、「近所との日常的なあいさつ」が90.2%、「近所での日常的な声掛け」が75.3%、「安否確認の手助け」が61.3%、「話し相手」が52.5%、「ゴミ出し」が48.3%、「悩み事、心配事の相談相手」が33.6%、「日常の買い物」が31.7%などとなっています。

問 11 また、隣近所の人に手助けしてもらおうとしたら、どのようなことをしてほしいと思いますか。
①～⑫の各項目について、それぞれお答えください。

Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866

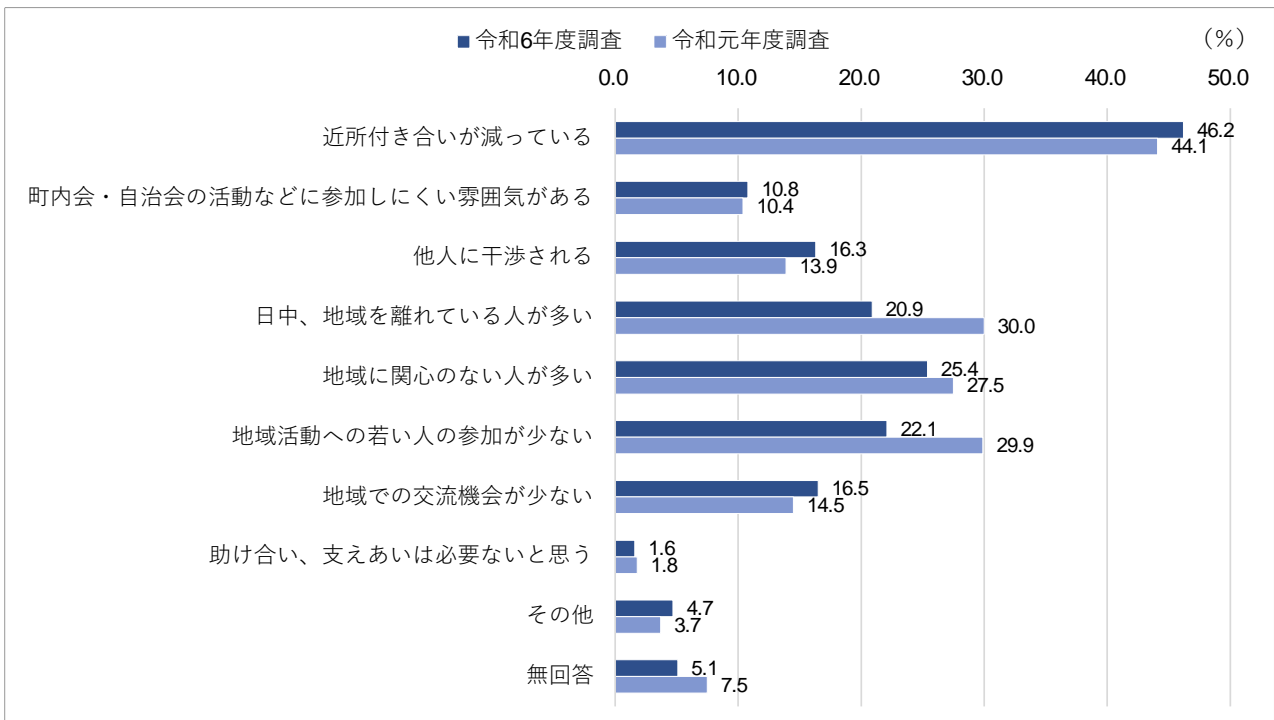


隣近所の人に手助けしてほしいことは、「近所との日常的なあいさつ」が 68.5%、「近所での日常的な声掛け」が 57.5%、「安否確認の手助け」が 49.6%、「話し相手」が 32.3%、「悩み事、心配事の相談相手」が 21.0%、「通院の手伝い」が 19.1%、「ゴミ出し」が 18.0%、「日常の買い物」が 16.8%などとなっています。

(7)地域づくりの課題

問 12 地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることは何だとお考えですか。(主なもの2つ以内に○)

Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866

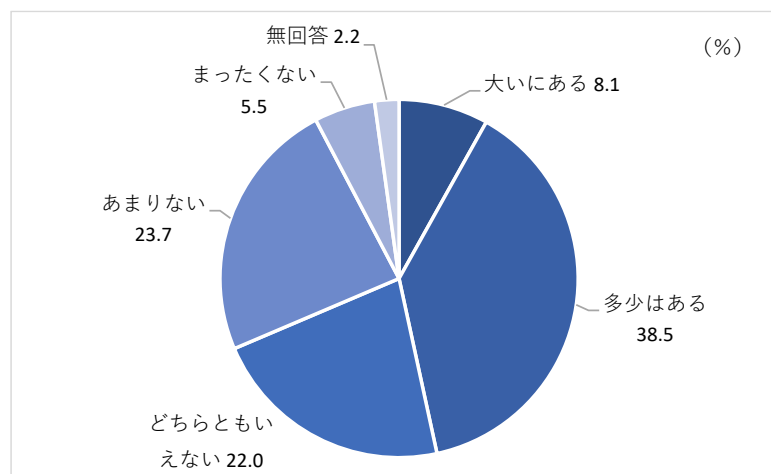


住みよい地域社会を実現していく上で問題となることは、「近所付き合いが減っている」が46.2%、「地域に関心の無い人が多い」が25.4%、「地域活動への若い人の参加が少ない」が22.1%、「日中、地域を離れている人が多い」が20.9%などとなっています。

(8)地域づくりの課題

問 13 あなたは普段、地域に支えられていると感じることはありますか。(1つに○)

N=1008

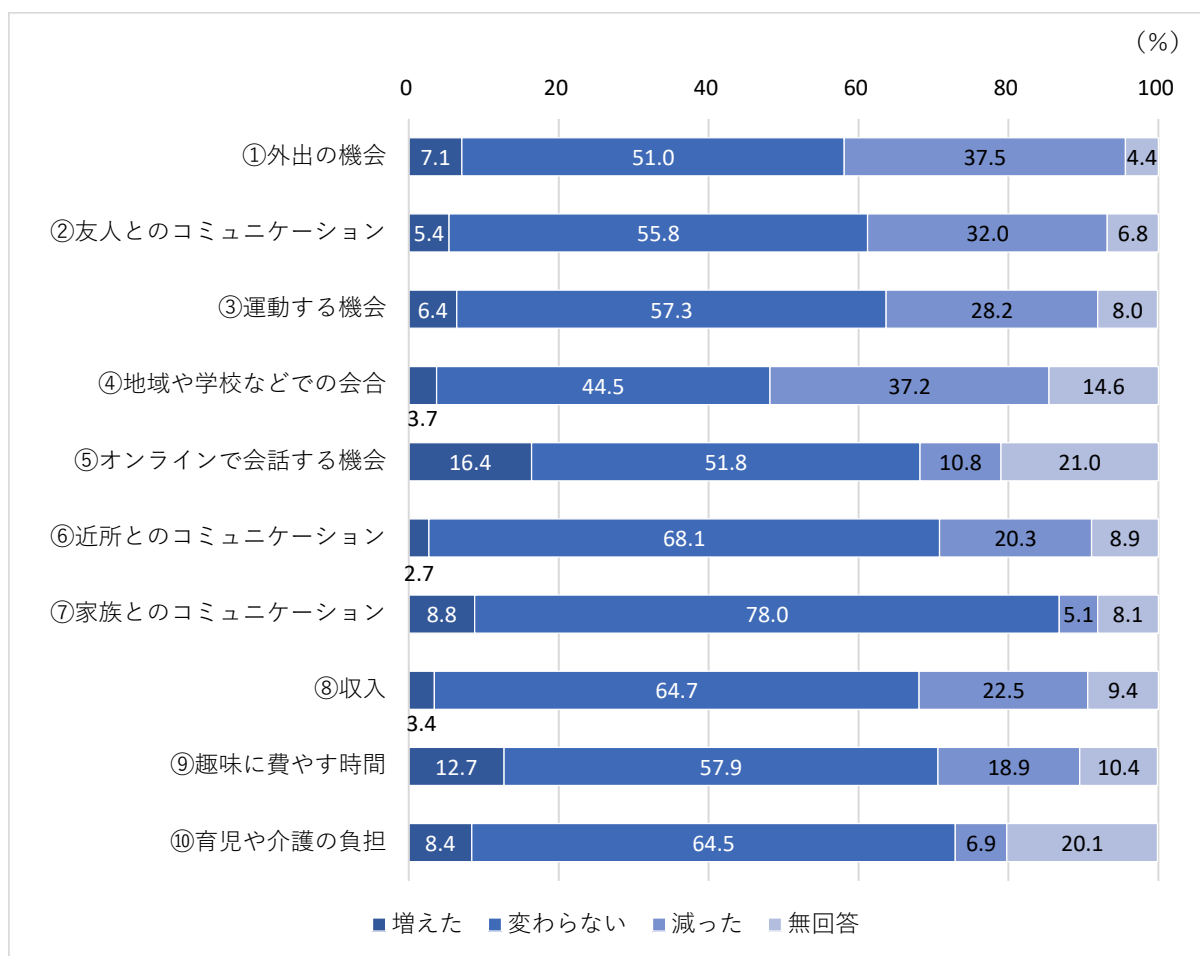


地域に支えられていると感じることは、「大いにある」が8.1%、「多少はある」が38.5%、合わせて「ある」が46.6%です。一方、「まったくない」が5.5%「あまりない」が23.7%、合わせて「ない」が29.2%となっています。

(9)新型コロナウイルス感染症の影響

問 15 新型コロナウイルス感染症が蔓延する前と現在で、生活にどのような変化がありましたか。
 (①～⑩の項目ごとに1つに〇)

N=1008

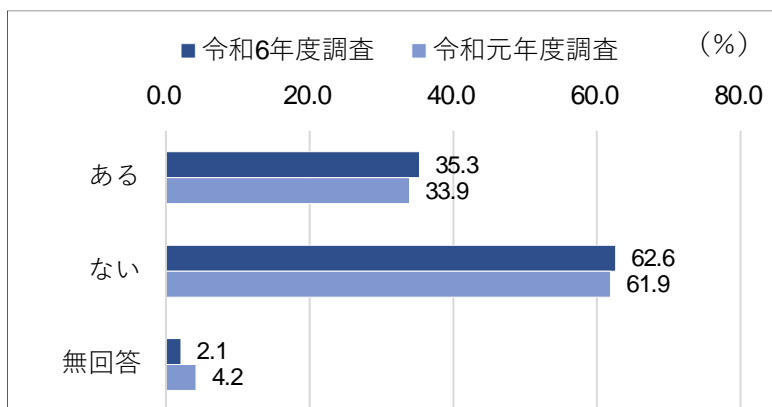


新型コロナウイルス感染症が蔓延する前と現在で、生活にどのような変化があったかを聞いたところ、「増えた」が比較的多いのは「オンラインで会話する機会」が16.4%、「趣味に費やす時間」が12.7%であり、逆に「減った」が比較的多いのは「外出の機会」が37.5%、「地域や学校などでの会合」が37.2%、「友人とのコミュニケーション」が32.0%、「運動する機会」が28.2%などとなっています。

(10) ボランティア活動の経験

問 16 ボランティア活動をしたことはありますか。

Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866

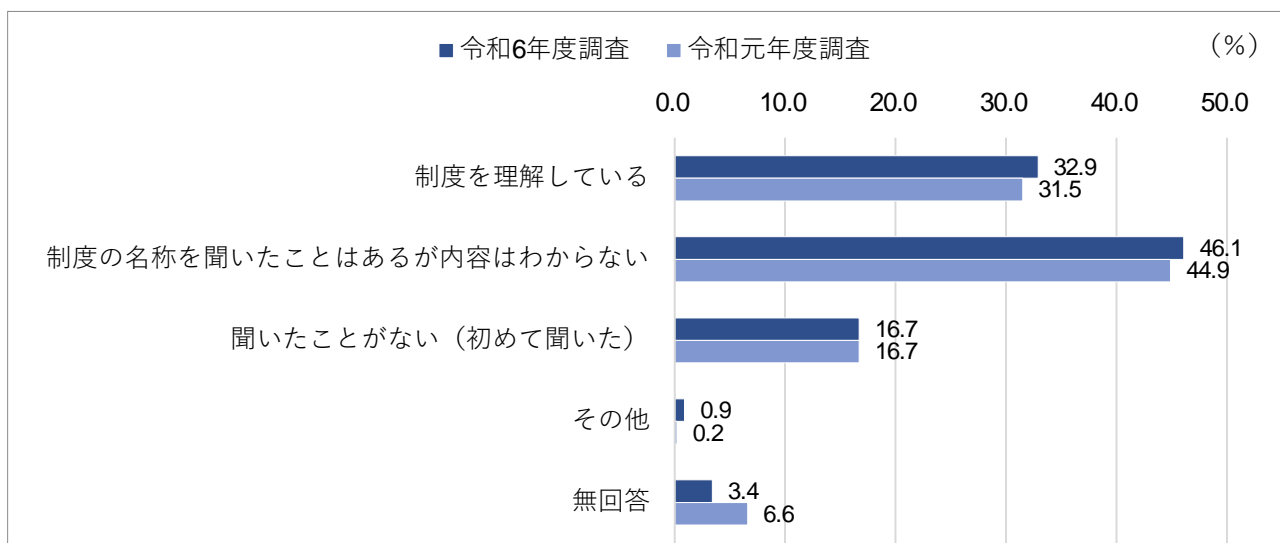


ボランティア活動をしたことが「ある」が35.3%、「ない」が62.6%となっています。

(11) 成年後見制度の認知度

問 26 成年後見制度をご存知ですか。(1つに○)

Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866

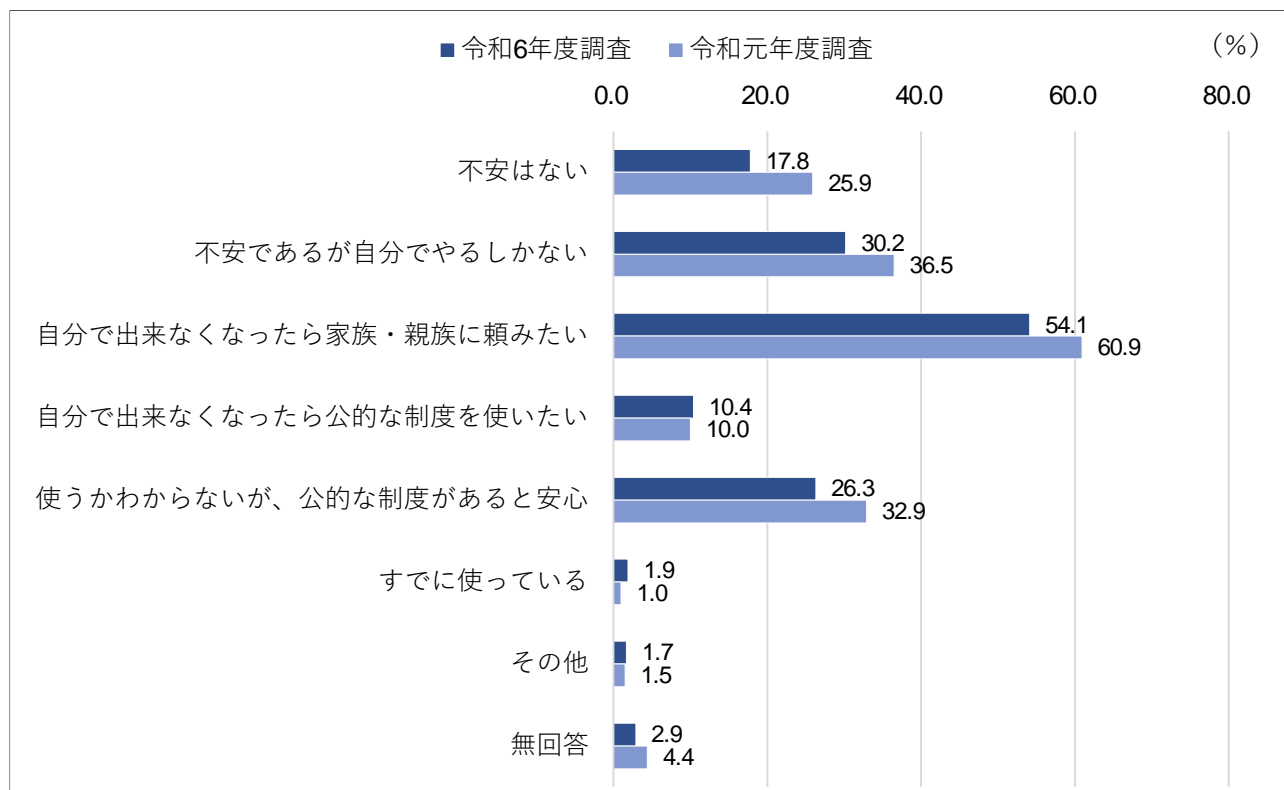


成年後見制度の認知度は、「制度の名称を聞いたことはあるが内容はわからない」が46.1%、「制度を理解している」が32.9%、「聞いたことがない (初めて聞いた)」が16.7%となっています。

(12)老後のお金や資産管理への不安

問 27 自分が高齢になった時に、お金や資産（自宅不動産など）の管理に不安がありますか。（主なものを2つ以内に○）

Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866

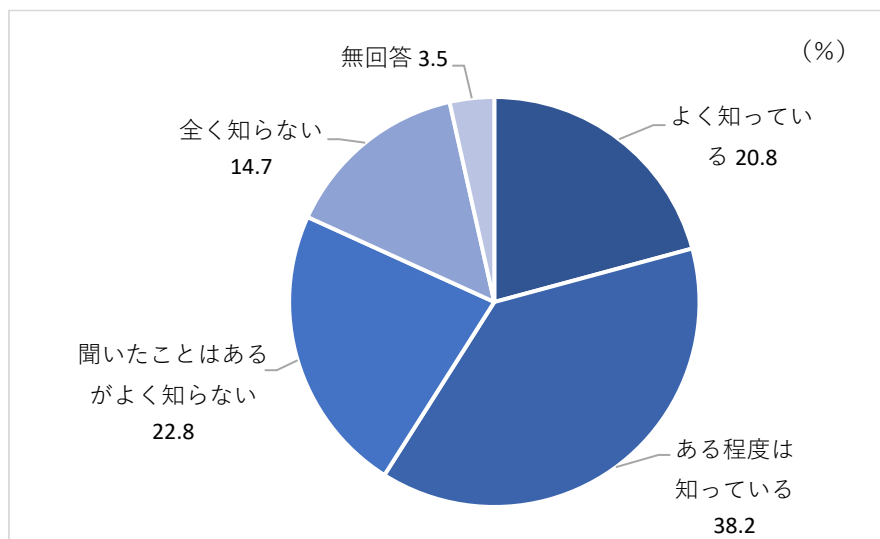


高齢になった時のお金や資産の管理への不安は、「自分が出来なくなったら家族・親族に頼みたい」が54.1%、「不安であるが自分でやるしかない」が30.2%、「使うかわからないが、公的な制度があると安心」が26.3%となっています。また、「不安はない」が17.8%、「すでに使っている」が1.9%となっています。

(13)ケアラー・ヤングケアラーという言葉の認知

問 28 「ケアラー」という言葉を知っていますか。(1つに○)

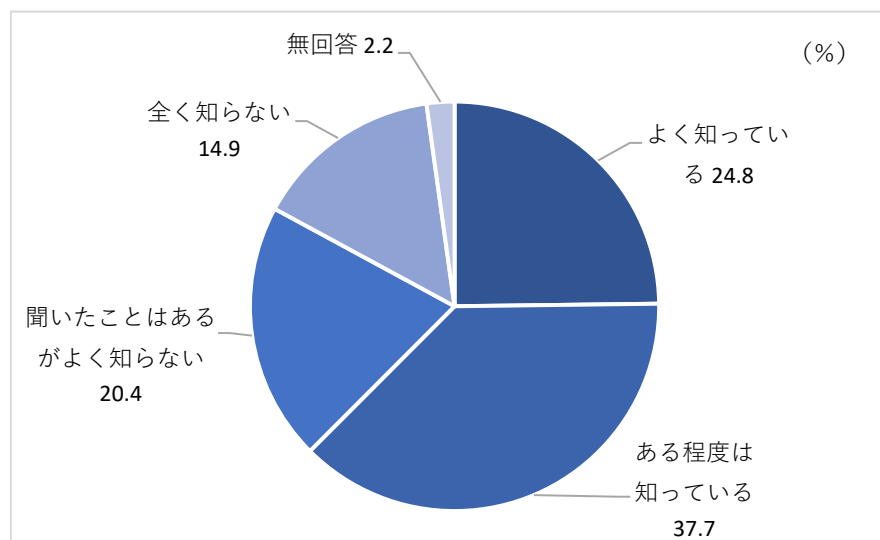
N=1008



ケアラーという言葉の認知度は、「よく知っている」が 20.8%、「ある程度は知っている」が 38.2%、合わせて“知っている”が 59.0%となっています。一方、「全く知らない」が 14.7%、「聞いたことはあるがよく知らない」が 22.8%、合わせて“知らない”が 37.5%です。

問 29 「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。(1つに○)

N=1008

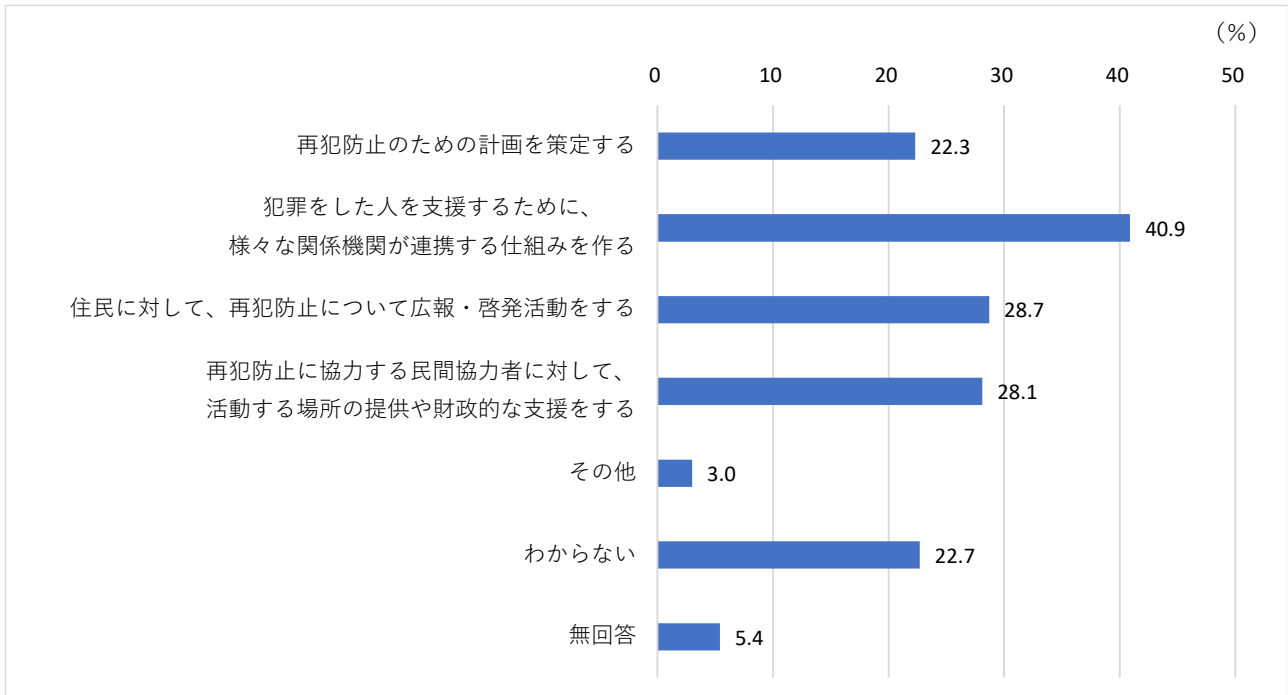


ヤングケアラーという言葉の認知度は、「よく知っている」が 24.8%、「ある程度は知っている」が 37.7%、合わせて“知っている”が 62.5%となっています。一方、「全く知らない」が 14.9%、「聞いたことはあるがよく知らない」が 20.4%、合わせて“知らない”が 35.3%です。

(14)再犯防止のためにすべきこと

問 31 再犯防止のために、行政は何をするべきだと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

N=1008



再犯防止のために行政がすべきことは、「犯罪をした人を支援するために、様々な関係機関が連携する仕組みを作る」が40.9%、「住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が28.7%、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が28.1%などとなっています。

4 小川町の地域福祉等の課題

(1) 少子化・高齢化・核家族化など人口構造の変化への対応

町の少子化、高齢化は、第1次計画を策定した平成27（2015）年以降も急速に進んでおり、安心して住み続けられる地域づくり、高齢者への支援の充実したまちづくりが求められています。多くの地区で高齢化率が40%を超えるなど、高齢化の進行は著しいものがあります。また、町民意識アンケートの結果からも、地域コミュニティの希薄化が進んでいる状況が読み取れるなど、こうした状況からも地区の特性に合った地域福祉を推進していく必要があります。

高齢者の増加は、認知症の高齢者数の増加にもつながる懸念があることから、地域包括ケアシステムの推進により、地域での支え合いを進めていく必要があります。

(2) 地域福祉活動の推進

町独自の取組として、小川町社会福祉協議会によるコミュニティカルテの作成や地域福祉委員の任命など、地域福祉活動を推進する仕組みづくりを進めてきています。これまでの成果を活かしながら、更なる活動内容の充実化を図るとともに全行政区への展開が求められます。

区長、民生委員・児童委員、地域福祉委員の三者による地域福祉推進の基盤が形づくられつつあり、これを地域福祉の「人的インフラ」の中核と位置づけ、地域福祉活動を促進していく必要があります。人材の確保、育成の取組をこれまで以上に推進していく必要があります。

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが求められていますが、これらの人たちを支える重要な手段である成年後見制度は十分に利用されていないことから、その普及が求められています。

町においても令和7（2025）年10月1日時点の高齢化率が43.4%となり、後期高齢者の割合も23.4%となっていることから、認知症高齢者への支援は喫緊の課題です。

このため、成年後見制度の利用を促進していく必要があります。

(4) 再犯防止対策への取組

町では、犯罪や非行の防止はもとより、再犯防止に向けた取組を推進することが、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に不可欠な課題となっています。

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要です。

そのため、関係機関との連携を密にするとともに、町民の理解を得るため普及・啓発を進めていく必要があります。

第2編 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 地域福祉の理念・目標と施策の体系

1 基本理念

町民一人一人が、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるよう自立を支援することが、地域福祉・地域福祉活動の基本的な考え方であり、町民が理解し合い、尊重し合う地域社会の実現に向け、小川町社会福祉協議会を中心に進める「人にやさしい地域づくり」を、第1次計画及び第2次計画と同様に基本理念とします。

人にやさしい地域づくり

2 基本目標

地域福祉・地域福祉活動を推進するための基本目標については、第1次計画及び第2次計画を継承し「支え合い みんなでいきいき 小川町」とします。

支え合い みんなでいきいき 小川町



3 基本方針

地域福祉・地域福祉活動を推進するため、4つの基本方針を設定します。

- I 地域の福祉力を高める基盤づくり
- II 地域による支え合いの仕組みづくり
- III 地域福祉の主体形成
- IV 福祉環境づくりの推進

主な指標

	【令和6年度】	【令和12年度】
○近隣たすけあい活動推進事業	63 行政区	→ 70 行政区
○ふれあい・いきいきサロン事業	42 行政区	→ 50 行政区
○地域福祉委員の配置	58 行政区（76.3%）	→ 61 行政区
○ボランティアセンター事業	団体登録 26 団体 個人登録 38 人	→ 30 団体 → 45 人
○彩の国ボランティア体験プログラム	参加者総数 54 人	→ 100 人
○介護予防事業（はつらつクラブ）	利用登録者数 87 人	→ 100 人
○福祉移送サービス事業	利用登録者 75 人	→ 100 人

重点的取組

○災害時の対応強化

- ・自主防災組織との連携、災害ボランティアセンター及び地域支え合いセンターによる災害ケースマネジメント機能の強化
- ・避難行動要支援者名簿の充実

○コミュニティカルテの活用と地域福祉懇談会の普及

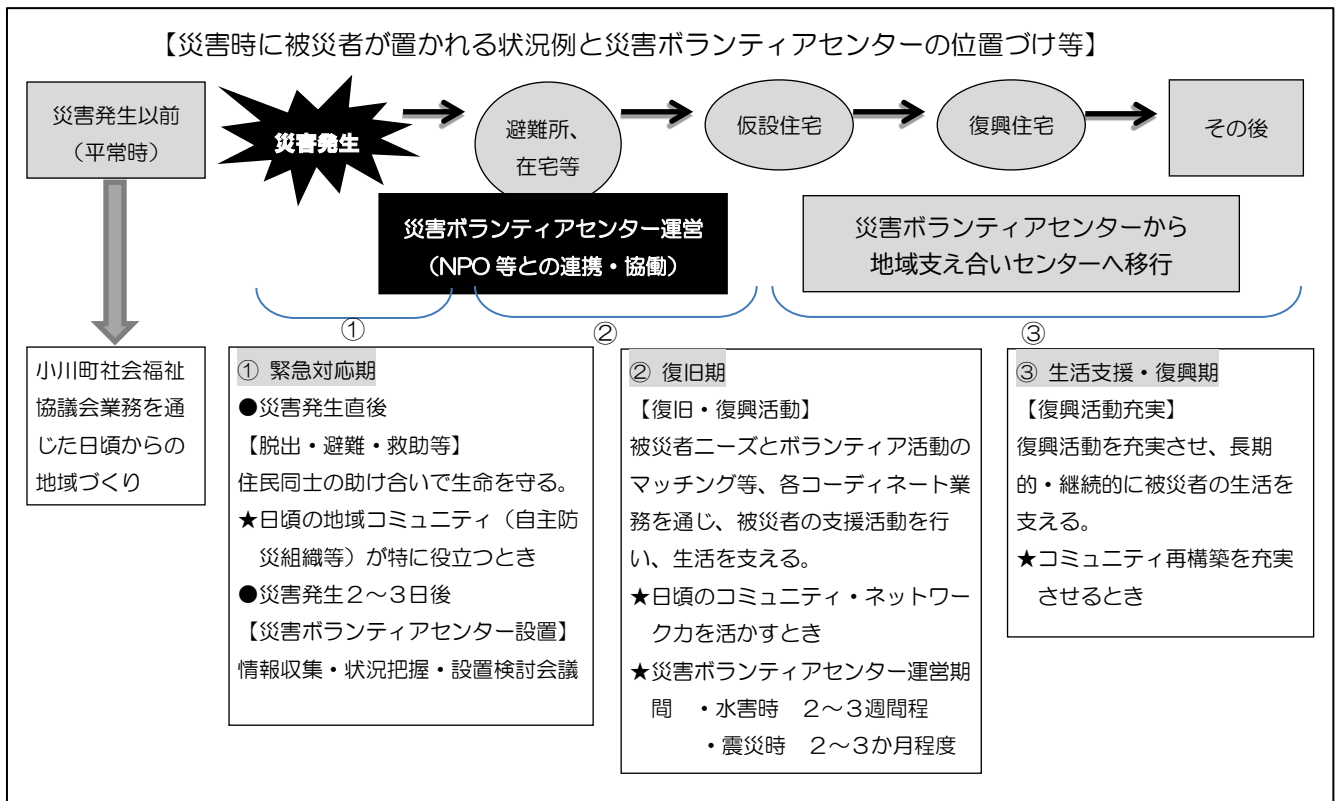
○包括的な支援体制の整備

○人材の確保と育成（「人的インフラ」の構築）

- ・民生委員・児童委員活動の推進
- ・地域福祉委員の活動支援

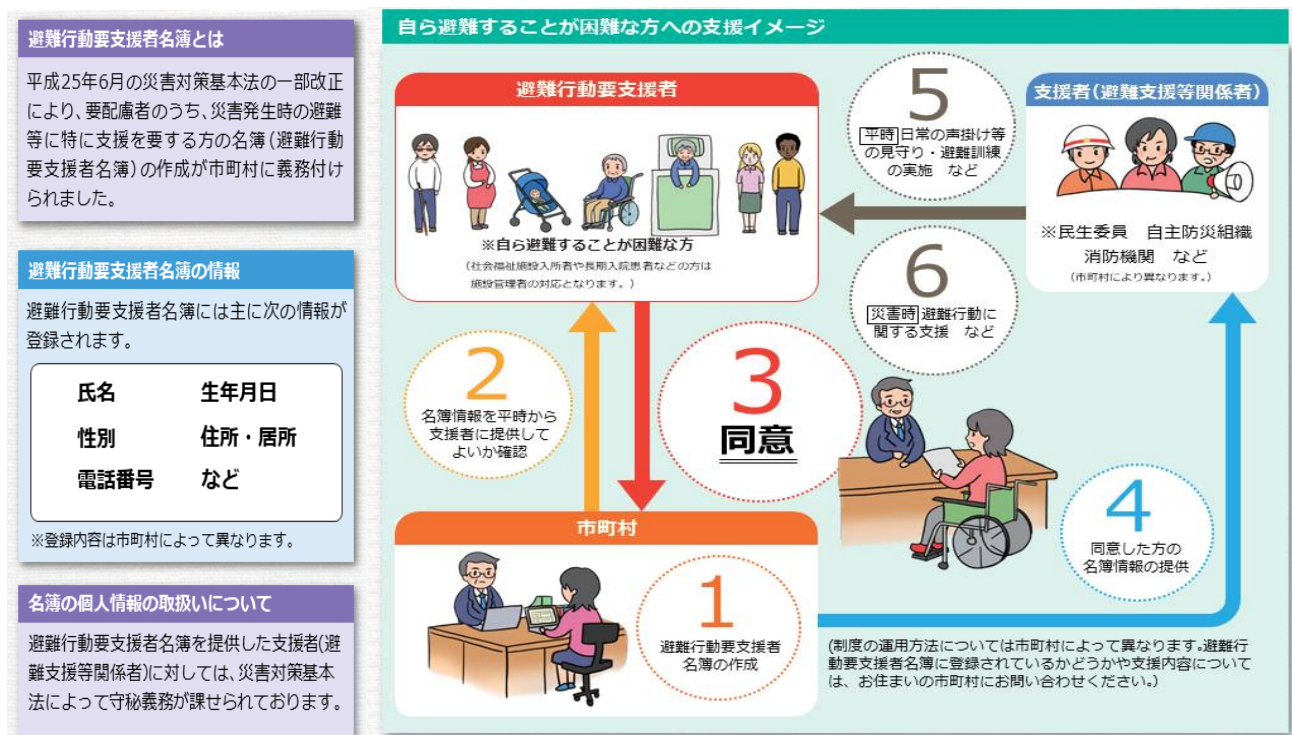
◆災害時の対応強化(自主防災組織、災害ボランティアセンター及び地域支え合いセンター)

災害ボランティアセンターの運営



資料：小川町社会福祉協議会

避難行動要支援者名簿の充実



資料：内閣府資料より引用

◆コミュニティカルテの活用と地域福祉懇談会の普及

地域福祉のためのコミュニティカルテは、各行政区が抱える課題や特性を把握し、住民が主体的に地域福祉を推進するために作成する基礎資料です。住民自身が地域の強み・弱み、人口動態などの情報を分析することで、より良い地域コミュニティのビジョンを共有し、具体的な活動や課題解決策を検討する際のツールとして活用します。

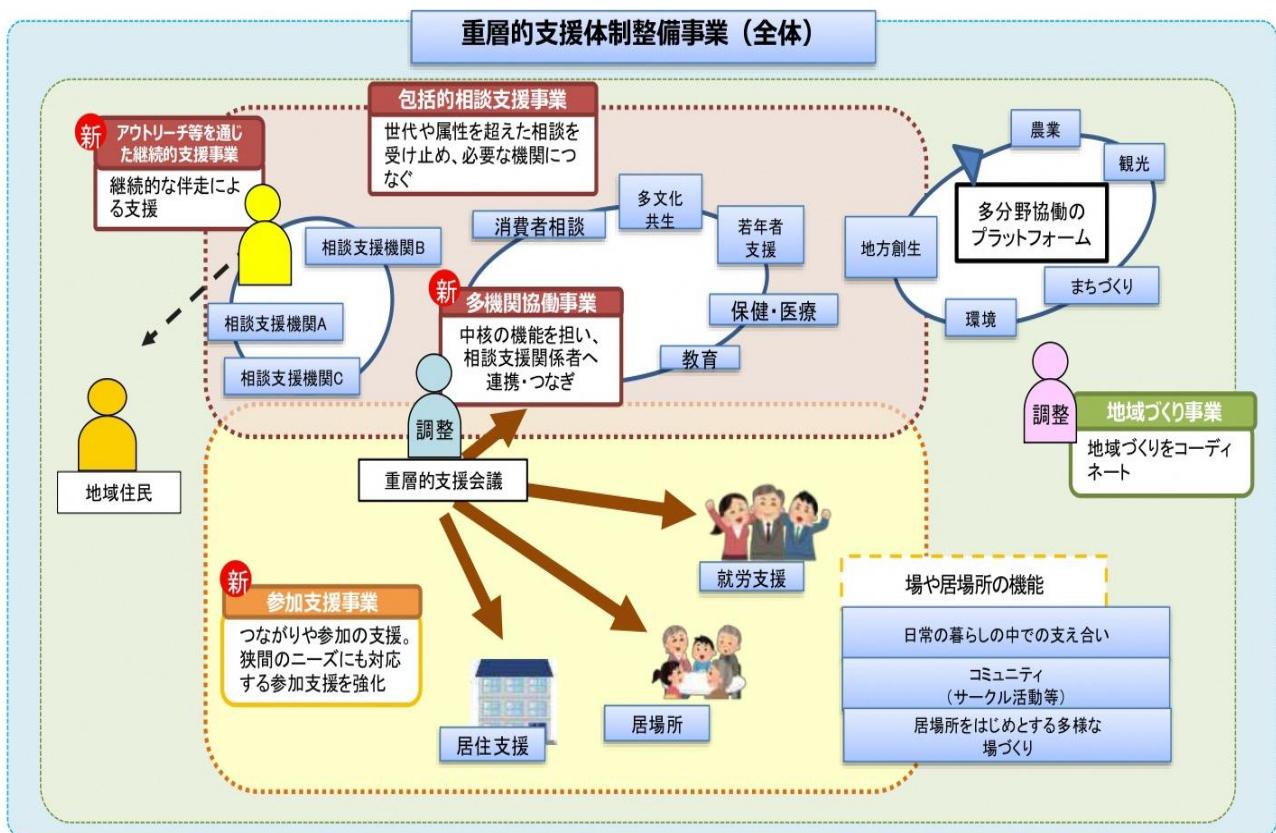


地域福祉懇談会

◆包括的な支援体制の整備

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための「包括的な支援体制の整備」は、社会福祉法において市町村の努力義務とされており、その体制を整備する手段のひとつとして「重層的支援体制整備事業」があります。町においても、以下の①から③を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」について、国の示す事業の考え方に基づき実施を検討します。

- ①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- ②参加支援
- ③地域づくりに向けた支援



資料：厚生労働省ホームページより

国が示す「重層的支援体制整備事業」の考え方

1) 相談支援

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、こども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を行います。
- 特に、多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）や個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能などの設置を推進していきます。

2) 参加支援

- 介護・障害・こども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を行います。
- 長く社会とのつながりが途切れている方に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行います。

3) 地域づくり支援

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、こども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体的に実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりを支援します。
- 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくりを進めるとともに、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能を構築し地域づくりを支援します。

◆人材の確保と育成(「人的インフラ」の構築)

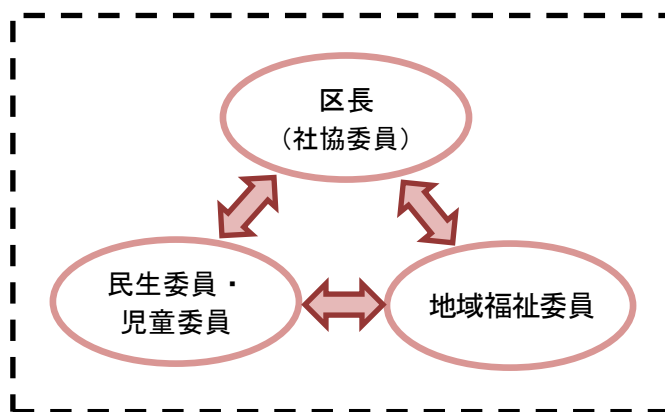
人的インフラの構築

インフラとは、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称です。語源としては「infra（下部）＋structure（構造）」によるもので、「インフラストラクチャー」を略して「インフラ」といいます。交通インフラ、通信インフラ、観光インフラなどという言い方もあります。

地域福祉を推進するにあたって、町では、地域における地域福祉の多様な担い手を「人的インフラ」と位置づけ、社協委員である区長を中心に、民生委員・児童委員とその活動をサポートする地域福祉委員、この三者を地域福祉の「人的インフラ」の中核的人材と呼ぶこととします。

○人材の確保：行政区ごとに複数名の地域福祉委員を、行政区（区長等）からの推薦に基づいて確保し、区長、民生委員・児童委員、地域福祉委員の三者体制を確立します。

○人材の育成：特に、民生委員・児童委員への研修、地域福祉委員への研修を一体的に実施し、行政区における連携した取組を促進します。



4 施策の体系

本計画を展開、推進し、「支え合い みんなでいきいき 小川町」を実現するための施策体系を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ 地域の福祉力を高める基盤づくり

- 施策 1 地域福祉の基盤構築
- 施策 2 民間活動の促進

基本方針Ⅱ 地域による支え合いの仕組みづくり

- 施策 3 地域福祉の拠点づくり
- 施策 4 孤立防止
- 施策 5 災害時対策の強化
- 施策 6 ケアラー支援
- 施策 7 地域の福祉力の向上

基本方針Ⅲ 地域福祉の主体形成

- 施策 8 町民活動の促進
- 施策 9 福祉教育の推進
- 施策 10 人材の確保と育成（「人的インフラ」の構築）
- 施策 11 地域福祉委員制度の普及と定着
- 施策 12 介護予防に資する地域福祉の推進
- 施策 13 民間団体等との連携強化

基本方針Ⅳ 福祉環境づくりの推進

- 施策 14 高齢者等交通弱者の移動手段の確保
- 施策 15 生活困窮者への支援
- 施策 16 町民の権利擁護
- 施策 17 子育て支援
- 施策 18 福祉のまちづくりの推進

第2章 施策の展開

I 地域の福祉力を高める基盤づくり

【現状と課題】

地域福祉を担う区長や民生委員・児童委員、地域福祉委員と連携し、さらに地域住民と一緒に地域課題を解決していく体制づくりが必要です。そのためにも福祉関係者のみならずNPO 団体などと連携、協働していく必要があります。

地域を基盤とする包括的支援体制づくりを推進するためには、庁内連携体制づくりが必要です。

小川町社会福祉協議会では生活支援コーディネーターなどの専門職員が配置され、現在、地域課題を掘り起こし、課題解決の一つとして「地域福祉懇談会」が実施されています。少しずつではありますが、その活動は広がり始めています。

また、地域福祉を支える、構築する、あり方を考えるに当たっては、「人材」が必要になりますが、地域福祉を一層推進するためにはマンパワー不足の解消・改善が必要です。



小川町福祉会議

1 地域福祉の基盤構築

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)小川町社会福祉協議会及び地域住民団体との連携、ネットワーク化

地域福祉を推進するため、小川町社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を担う行政区や民生委員・児童委員、NPOなど団体等のネットワーク化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
小川町社会福祉協議会や行政区、民生委員・児童委員等関係機関が参加するネットワーク会議を開催し、援護を要する高齢者や障害者が安心して生活できるよう関係機関が連携し支援の方策及び消費者被害の防止について情報を共有します。	実施	実施

(2)地域福祉推進委員会の充実

地域福祉を推進するための庁内体制、庁内組織の充実を図るとともに、町の地域福祉推進の中心的役割を担う組織である地域福祉推進委員会における調査・研究、提言、助言などの活動の充実を図り、地域福祉を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉推進委員会において、地域福祉の進め方等を検討します。	年1回	年1回以上

(3)地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らすために、関係機関や地域住民の協力による見守り支援体制の充実に取り組みます。

主な施策・事業内容	現状	目標
住まい・医療・介護・予防・生活支援の適切な組み合わせによる更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	実施	拡充

現状・目標の表記の考え方（以下の項目（施策）についても同様）

項目内容	説明
検討	現時点では事業化には至っていないが、今後の事業展開（方向性）について具体的な検討を進める場合
実施	予定（計画）する事業を計画に沿って実施する場合
継続	以前から取り組んでいる事業を、そのまま引き続いて行う場合
充実	予定（計画）する事業について、予算面や取り組み方法等の工夫などにより、より効果的な内容にしていく場合
拡充	予定（計画）する事業について、規模を拡大する場合や、数量的に対象となる人数・地区数・開催回数等の増加を目指す、具体的な数値を表しにくい場合。

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)町及び地域住民団体との連携、ネットワーク化

地域福祉活動を推進するため、町をはじめ、地域福祉活動を行う団体等のネットワーク化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
関係機関が参加するネットワーク会議に参加し、町民運動を展開します。	実施	実施

(2)地域福祉活動推進委員会の充実

民間における地域福祉活動を促進するため、地域福祉活動推進委員会における調査・研究、提言、助言などの活動の充実を図り、地域福祉活動を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動推進委員会において、地域福祉活動の進め方等を検討します。	年1回	年1回以上

(3)地域包括ケアシステムの深化・推進

これまでの給付型福祉を見直して、生活支援型福祉への転換を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員や地域福祉委員等と連携し、生活支援型福祉の拡充を図ります。	実施	拡充

町民の皆さんの取組

- 町の人口動向を把握し、町や小川町社会福祉協議会、行政区が行う地域での支え合いへの取組に協力しましょう。

2 民間活動の促進

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)小川町社会福祉協議会への支援

地域福祉を推進するため、中心的役割を担う小川町社会福祉協議会の活動が充実するよう支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
小川町社会福祉協議会の運営を支援します。	実施	継続

(2)団体活動の支援

地域福祉活動を担う行政区をはじめ、町民団体、NPOなど各種団体の活動を促進するため、関係部署と連携し充実を図ります。

また、地域福祉は活発なコミュニティ活動に支えられることから、地域福祉の基盤としてコミュニティ活動の促進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
民間団体等における地域福祉活動、協働による取組を支援します。	実施	拡充

(3)民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員は、地域福祉の人的基盤であり、その活動の推進を図ります。また、定例会等における研修会の実施や、外部研修への参加機会を確保することにより、一人一人の資質向上を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員数の安定確保に努めます。また、地域の実情やニーズに応じて、適正な定員数を検討します。	70人	継続
研修への参加を支援し、活動の促進を図ります。	実施	拡充
活動内容をホームページや広報で周知します。	実施	拡充



民生委員・児童委員定例会での研修会

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)事務局体制の強化

地域福祉活動を促進するため、小川町社会福祉協議会事務局体制の充実、強化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
小川町社会福祉協議会の事務局体制の充実、強化を図ります。	実施	継続

(2)ホームページの充実

ホームページによる情報発信や各種事業の参加募集を募ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ホームページによる情報発信を行います。	実施	拡充

(3)ボランティアセンターの充実

地域における支え合いを促進するため、活動の担い手となるボランティアを確保、育成するとともに、その活動を促進するボランティアセンターの充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティアのコーディネート機能を強化します。	11件	30件

(4)ボランティア活動の促進

ボランティアセンターの活動強化などにより、町民のボランティア活動を促進します。
ボランティア活動に参加しやすくするため、ボランティア活動を体験する機会を設けます。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティア登録団体数、個人数の増を図ります。	26団体 38人	30団体 45人

(5)区長(社協委員)との連携

区長(社協委員)と連携し、地域福祉推進の強化、活性化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
区長(社協委員)との連携を強化します。	実施	継続

(6)民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員と連携し、地域福祉活動を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員との連携を強化します。	実施	継続

町民の皆さんの取組

- 日頃から近所付き合いを大切にしましょう。
- 地域の福祉課題の解決に向け、行政区などが行う取組に協力しましょう。
- 区長（社協委員）、民生委員・児童委員などの活動内容を理解し協力しましょう。
- 行政区で行う防犯パトロールに協力しましょう。

II 地域による支え合いの仕組みづくり

【現状と課題】

地域福祉の基本は、地域による多様な支え合いです。少子高齢化、人口減少の中、住み慣れた地域で自分らしく暮らし、社会的孤立にならないように地域住民と関係機関によるネットワークにより、地域を基盤とする包括的支援の強化を図る必要があります。

地域福祉を推進するための拠点として、総合福祉センターの機能を充実させるとともに、地域福祉活動の拠点として、徒歩圏内の区民センターや自治会館等を活用していく必要があります。

社会的孤立による孤立死が問題となっていますが、日頃からの近所付き合いが行われる環境づくりが求められます。

避難行動要支援者は年々増加傾向にあります。災害時に避難行動要支援者への支援が的確に行われるよう、引き続き避難行動要支援者名簿整備の取組を行う必要があります。また、避難行動要支援者名簿を適切に活用するため、最新情報となるよう定期的な更新作業にも取り組んでいます。

高齢化・核家族化が進展し、介護される側の疾患等により介護の長期化・複雑化が進んでいます。介護する人（ケアラー）への負担が大きくなり、また、家庭状況によっては若年世代が介護する側（ヤングケアラー）となることもあり、ケアラー・ヤングケアラーへの支援が求められています。

人口が減少、高齢化が進行する中で、地域コミュニティを維持するための取組が求められます。コミュニティに求められる最小限の機能が維持できるよう、コミュニティの活性化対策を進める必要があります。

ライフライン事業者による見守りについては継続して実施していく必要があります。



地域福祉懇談会

3 地域福祉の拠点づくり

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)地域福祉活動の拠点の充実

区民センターや自治会館等を地域福祉活動の拠点となるよう支援します。

これら拠点においては、地域のサロン・サークル活動などにより、介護予防等の推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
区民センターや自治会館等で実施する福祉活動の充実を支援します。 地域とのつながりと健康状態が関連することの重要性について普及啓発を図ります。 地域での健康づくり活動を支援します。	実施	拡充

(2)総合福祉センター等の充実

地域福祉推進の拠点となる総合福祉センター等の施設、機能の再構築を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
総合福祉センター等の機能を再構築します。	実施	充実



小川町総合福祉センター（パトリアおがわ）

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)ふれあい・いきいきサロンの設置

地域の高齢者のつながりづくりのため、行政区単位にふれあい・いきいきサロンを設置し、その運営の充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ふれあい・いきいきサロンの設置を支援します。 現実に即した目標を設定します。	42 行政区	50 行政区

町民の皆さんの取組

- 行政区などで行っている地域福祉活動に参加しましょう。
- ふれあい・いきいきサロンが行われている行政区では、サロンに参加しましょう。
- ふれあい・いきいきサロンを行っていない行政区は、実施に向けて取り組みましょう。



ふれあい・いきいきサロン

4 孤立防止

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)ひとり暮らし高齢者への支援

ひとり暮らし高齢者について、多様な主体による連携に基づいた個々の見守り方法を検討します。

主な施策・事業内容	現状	目標
ひとり暮らし高齢者について、多様な主体による連携に基づいた個々の見守り方法を検討します。	実施 R6年度：1,461人	継続

(2)情報の共有

支援が必要な高齢者等の情報を、庁内の関係課で共有を図ります。また、地域コミュニティなどにおいて、支援を必要とする世帯の情報については、個人情報取り扱いに配慮しつつ、必要な情報を共有します。

主な施策・事業内容	現状	目標
要支援者情報を収集し、関係課で共有を図ります。	実施	拡充

(3)ライフライン事業者等との連携

電気、ガス、水道、新聞など、訪問型ライフライン事業者等との連携により、見守りを強化します。

主な施策・事業内容	現状	目標
訪問型ライフライン事業者、民間事業者と連携し、見守りを強化します。	実施	充実

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)地域における見守り活動(近隣たすけあい活動推進事業)

コミュニティ（行政区）活動、民生委員・児童委員活動など、地域における様々な活動を活かした見守りを促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域における見守り活動（近隣たすけあい活動）の実施を支援します。	63 行政区	70 行政区

町民の皆さんの取組

- ・近所に見守りが必要な人がいないか気にかけるようにしましょう。
- ・ひとり暮らしの方は可能な範囲で外出し、ご近所とのコミュニケーションをとりましょう。

5 災害時対策の強化

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)避難行動要支援者への対応

高齢者や障害者など、災害時の避難行動要支援者名簿を避難や救助に活用するため、広報活動を強化します。また、名簿作成後は、名簿が機能するよう最新情報に更新し、避難支援関係者等へ提供する中で、災害に備えます。災害時には必要に応じて二次避難所（福祉避難所）への避難を支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
避難行動要支援者名簿を活用し、個別支援計画を作成します。(名簿登録者のうち、個別支援計画を作成した人の割合)	51.8% (令和6年10月末)	60%

(2)自主防災組織との連携

行政区単位に設置される自主防災組織の設置を促進し、町内全域への普及を目指すとともに、避難行動要支援者への対応を強化します。

主な施策・事業内容	現状	目標
自主防災組織の設置、活動を支援します。	59 行政区 (77.6%)	65 行政区 (85.5%)



大塚二区防災訓練様子

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)地域活動による要支援者の把握

地域福祉活動の中で、避難時に支援を必要とする方の情報を収集します。

主な施策・事業内容	現状	目標
避難行動要支援者名簿登録者の個別支援計画作成に協力します。	実施	継続

(2)災害ボランティアセンター及び地域支え合いセンターによる災害ケースマネジメント機能強化

町で把握している要支援者に対して、区長、民生委員・児童委員、地域福祉委員、赤十字奉仕団などと連携して必要な支援を行います。このため、災害ボランティアセンターの設置・運営を想定した防災訓練等を実施します。

主な施策・事業内容	現状	目標
災害ボランティアセンターについて、マニュアルを随時更新します。	実施	継続
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、課題を把握、改善を図ります。令和元（2019）年台風19号被害に対応する災害ボランティアセンターを立ち上げた経験を踏まえた訓練を実施します。	実施	実施
被災者が生活再建に向け安心した生活を送れるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う地域支え合いセンターを設置します。	—	実施

町民の皆さんの取組

- ・災害時の避難方法について、在宅避難、避難所への避難など、具体的にイメージしましょう。
- ・災害時に、ご近所の誰が支援を必要とするかをふだんから考えましょう。
- ・災害が発生したら、まず、自分や家族の安全を確認しましょう。
- ・災害時には、被災して困っている方を支援しましょう。
- ・災害時に支援が必要と思われる方は、あらかじめ民生委員・児童委員などに相談しましょう。



災害ボランティアセンター



災害ボランティア活動

6 ケアラー支援

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)家庭におけるケアラー負担の軽減

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活の世話その他の援助をする者であり、そのうち18歳未満の方がヤングケアラーと呼ばれています。

ケアラーへの支援体制としては、相談体制整備、精神的支援、介護サービス・障害福祉サービス等の利用、仕事と介護の両立支援などが制度化されています。一方、ヤングケアラーの場合には、自身が自分の状況を認識していないことが多く、支援が必要な状況が表面化しにくい点が課題とされています。

介護者本人の気持ちに配慮しながら、状況に応じて適切な支援につなげていくことが大切です。

主な施策・事業内容	現状	目標
適切な介護知識や技術の習得、介護サービス等の利用や相談体制の充実など、家庭における介護者の負担軽減の取組を進めます。	実施	継続
支援が必要なケアラー・ヤングケアラーに気付いた際の適切な関係機関につなぐ仕組みづくりを進めます。	実施	充実

(2)ケアラー・ヤングケアラーへの理解増進

ケアラー・ヤングケアラーに関する広報啓発活動の充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ケアラー・ヤングケアラーの認知度を向上させるための広報啓発活動の充実を図ります。	実施	継続

(3)ケアラーのバトンの作成支援

介護を交代してくれる人への介護の引き継ぎを事前に準備し、スムーズに介護が継続されるよう支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
さいたまNPOセンターが作成した「ケアラーのバトン埼玉版」等による引継ぎ書の作成を促進します。	—	実施

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)ヤングケアラー支援

関係機関のネットワークの構築・連携強化により、ヤングケアラーの早期発見や支援体制づくりに取り組みます。

主な施策・事業内容	現状	目標
関係者の「ヤングケアラーの理解を深め支援を考える研修会」(県社協)等への参加を進め、理解を深めます。	—	実施
地域福祉活動を通じて、ヤングケアラーの発見と支援に努めます。	—	実施

(2)ケアラーのバトンの作成支援

介護を交代してくれる人への介護の引継ぎを事前に準備し、スムーズに介護が継続されるよう、町と連携した取組を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
さいたまNPOセンターが作成した「ケアラーのバトン埼玉版」等による引継ぎ書の作成を促進します。	—	実施

町民の皆さんの取組

- ケアラー支援への理解を深めましょう。
- 介護のことで困ったときは、地域包括支援センターや民生委員・児童委員に相談しましょう。
- 現在、介護をしている方は、「ケアラーのバトン」作成に取り組みましょう。

7 地域の福祉力の向上

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)移住・定住の促進

地域福祉は、そこに暮らす人と人との支え合いにより成り立っており、人口の減少は、地域の福祉力を低下させる要因にもなり、移住・定住を促進し、地域を支える関係人口を維持していくことも必要です。

こうしたことから、移住・定住に関する情報や物件、子育て環境等の情報を集約するとともに、観光案内所と連携を図り、町に興味関心を寄せる方を関係人口に、そして移住・定住へと結びつけるよう空き家の有効活用も図りながら社会増に向けて取り組みます。

空き家については、空き家バンク登録物件購入者に対する補助制度の拡充により、物件が流通しやすい施策を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
移住サポートセンターによる移住・定住に関する情報の集約、発信、相談等のワンストップでの取組を推進します。	移住件数 R6 41件	移住件数 45件
空き家バンクで購入した若年移住者に対しては、助成額を上乗せし、若い世代の移住・定住を促進します。	実施	実施

(2)自治機能の充実支援(コミュニティカルテの活用)

地域福祉を推進する上での課題解決のため、必要に応じてコミュニティカルテを活用し、子どもや、高齢者の見守り活動など自治機能強化を支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
小川町社会福祉協議会で作成したコミュニティカルテに基づいて、行政区ごとの自治機能の充実を支援します。	実施	実施



小川町移住サポートセンター



移住相談の様子

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)コミュニティカルテの充実

高齢者、障害者、児童などを含めた地域住民の参画により、地域の福祉課題を明らかにするコミュニティカルテづくりを推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域の福祉力を診断するため、コミュニティカルテを作成します。	70 地区	76 地区

(2)コミュニティカルテの活用支援

コミュニティカルテや支え合いマップなどを作成・活用しながら、地域における福祉活動を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動の要件を整理し、一定の水準を満たす行政区を増やします。	実施	拡充

町民の皆さんの取組

- 行政区の福祉課題とその解決方法について一緒に考えましょう。



地域福祉懇談会

Ⅲ 地域福祉の主体形成

【現状と課題】

町の高齢化は加速しており、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。健康寿命の延伸を図り、一人当たりの医療費の増加を抑えるため、町民に対して健康づくり運動を推進し、生活習慣の改善や介護予防に対する意識の向上を図ることが重要となっています。

地域における町民活動の中心は、行政区ごとに行う地域活動です。地域とのつながりと一人一人の健康状態には関連があることから、地域福祉の推進につながる健康づくり活動を支援します。

また、これまで、町及び小川町社会福祉協議会では、ボランティアを育成するために様々な活動支援を行ってきました。

地域福祉を推進する上で人材の確保、育成も重要であり、地域におけるコミュニティ活動等を通じて人材を確保し、地域福祉推進の担い手として活動促進を図る必要があります。

町民の福祉意識の醸成、福祉人材の育成のため、学校教育等における福祉教育を推進する必要があります。このため、ボランティア体験等の機会の拡充等が必要です。

各種民間団体の地域福祉に果たす役割は大きく、その活動の活性化を支援する必要があります。事業者については、事業活動の安定が福祉基盤の確保につながることから、人材の確保など事業活動への支援を行うとともに、地域との交流を促進します。

地域福祉においては、民生委員・児童委員がその中心的役割を担っていますが、その活動内容が増大しています。こうした状況下において、民生委員・児童委員と連携して活動する人材として、地域福祉委員の配置も進められています。また、民生委員・児童委員、地域福祉委員の合同研修会の実施は、地域福祉を向上させる人材育成に大きく資することが期待されることから、合同研修会等によりその促進を図っていく必要があります。



小川町福祉会議



地域福祉委員研修会

8 町民活動の促進

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)行政区活動の支援

地域福祉の基礎単位となる行政区における地域福祉活動を支援するため、関係課と連携しつつ行政区活動全般への支援の充実に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
花いっぱい運動や小川町コミュニティ施設等整備事業等により行政区へ活動の支援を行っており、その充実を図ります。	実施	拡充

(2)ボランティア活動の支援

ボランティアセンターや人材バンクを活用し多様なボランティア活動を支援します。特に定年退職した方、子育てを終えた方など、その能力を活かした活動を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
生涯学習指導者制度の周知・講師の登録受入れ・依頼者への指導者紹介を行います。	59件 登録講師・団体数	拡充

(3)町民活動の支援

地域の課題を、地域住民自らが解決するための町民活動を支援し、その推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域住民の代表者である区長に対して、行政研修会や視察研修会、小川町コミュニティ協議会研修会等を実施することで知識の習得や情報収集に資する機会を設けます。	実施	拡充



花いっぱい運動



区長会研修会

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)行政区活動の推進

行政区と連携し、地域福祉活動の推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動支援のため職員を派遣します。	実施	拡充

(2)ボランティア活動の推進

ボランティアの確保と活動促進のため、ボランティアセンターの充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティアセンター機能を充実し、ボランティアの確保、育成を進めます。	実施	拡充

(3)町民活動の推進

地域の課題を地域住民自らが解決するための町民活動を支援し、その推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動支援のためコーディネーターを派遣します。	実施	実施

町民の皆さんの取組

- 特技や経験を活かして、ボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動をしたい人、興味のある人は、小川町社会福祉協議会のボランティアセンターに相談しましょう。



夏のボランティア体験プログラム

9 福祉教育の推進

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)学校教育における福祉教育

小川町社会福祉協議会と連携し、学校教育における福祉教育の充実を図ります。福祉協力校としての取組、ボランティア体験など、福祉の心づくりに努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
町内の全小中学校で福祉教育を実施します。	実施	継続

(2)社会教育における福祉教育

社会教育及び生涯学習の一環として、福祉教育・学習関連事業の推進を図ります。福祉学習推進のため、小川町社会福祉協議会と連携した事業の実施に取り組みます。

主な施策・事業内容	現状	目標
福祉教育及び福祉学習関連事業の点検等を行い、適宜見直しを図ります。また、小川町社会福祉協議会との連携として、生涯学習指導者制度のPRを行います。	実施	継続

(3)出前講座の実施

地域福祉推進の一環として、学校や地域コミュニティなどで出前講座を実施します。

主な施策・事業内容	現状	目標
町民団体や学校、町内施設からの依頼による出前講座を実施します。このため、出前講座制度に関する積極的な広報を行い、制度の普及啓発に努めます。	実施	継続



出前講座（ポッチャ教室）



出前講座（腰中区ハイキング）

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1) ボランティア体験

福祉意識の醸成を図るため、ボランティア体験の場を提供します。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティア体験講座を実施します。	延べ 54 人	延べ 100 人

(2) 福祉教育への協力

福祉教育推進のため学校教育など、町が行う教育活動に協力するとともに、小川町社会福祉協議会活動への理解を深めるための独自の教育活動を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
福祉教育推進のため講師等の派遣を行います。	実施	拡充

町民の皆さんの取組

- 自分の得意なことで地域の役に立ちましょう。
- 困っている人を見かけたら、声をかけましょう。



福祉教育



夏のボランティア体験プログラム

10 人材の確保と育成(「人的インフラ」の構築)

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)リーダーの育成支援

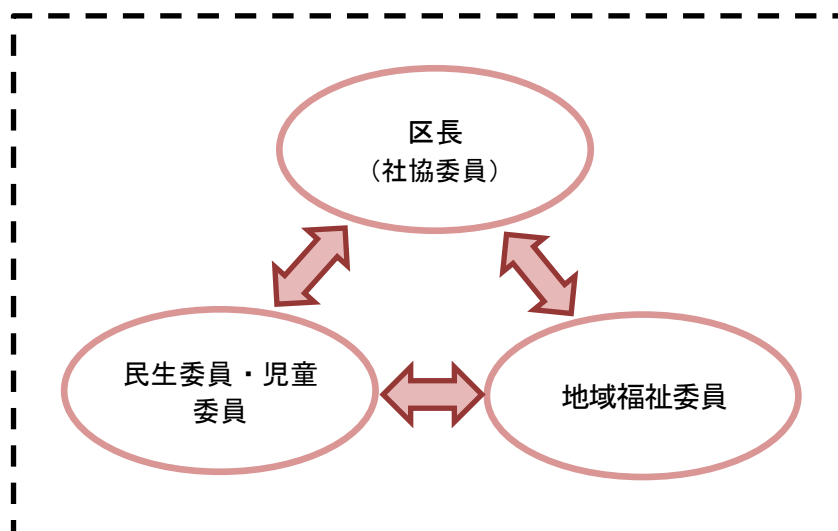
地域活動や、各種団体活動など、活動を支える人材を確保、その育成を図ります。
また、生涯学習を通じた人材の発掘と、育成の取組との連携を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
多様な学習活動を推進し、リーダーの発掘と育成を図ります。	実施	継続

(2)民生委員・児童委員と地域福祉委員の連携強化

民生委員・児童委員の研修と地域福祉委員の研修を、より効果的に実施するため、一体的な研修の実施を進めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉力の向上を促すため、民生委員・児童委員と地域福祉委員の一体的な研修会を開催します。	—	実施



地域福祉の「人的インフラ」(37 ページ参照)

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)リーダーの育成

地域福祉活動を担う人材の確保と、育成を図ります。

特に、活動が継続されるよう、後継者の確保と育成に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
様々な活動の中で人材を見出し、活動を支援するとともに、育成を図ります。	実施	拡充

(2)民生委員・児童委員と地域福祉委員の連携強化

民生委員・児童委員の活動と地域福祉委員の活動を連携することにより支援体制の重層化を図るため、地域課題の解決に向けた具体的かつ一体的な新体制を構築します。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員と地域福祉委員の合同研修会を開催し、地域における取組イメージを明確にします。	—	実施

町民の皆さんの取組

- ・日頃から地域活動を行い、その中で活動の中心となってほしい人を探しましょう。
- ・安心して暮らせる地域づくりのため、区長（社協委員）、民生委員・児童委員、地域福祉委員などの町や社協の委員として活動しましょう。また、地域住民の一員として、地域活動に協力しましょう。



地域福祉委員研修会

11 地域福祉委員制度の普及と定着

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)地域福祉委員活動の支援

地域福祉委員の事務局を担う小川町社会福祉協議会への支援の充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉委員活動を支援します。	実施	継続



地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)地域福祉委員の任命と活動支援

小川町社会福祉協議会を事務局とし、地域福祉委員の任命、活動支援を行います。

主な施策・事業内容	現状	目標
行政区推薦の地域福祉委員の任命と活動を支援します。 特に、現在活動している地域福祉委員の定着に向けた支援を充実します。	58 行政区 (76.3%)	61 行政区

(2)地域福祉委員の情報共有

地域福祉委員の活動内容を充実させるために、活動事例や課題等の共有する会議、研修を実施します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉懇談会を開催するとともに、様々な事業の中で地域福祉委員活動の広報活動を行います。	実施	拡充

町民の皆さんの取組

- 地域福祉委員になり、地域福祉活動を活発にしましょう。
- 地域福祉委員の活動に協力しましょう。



地域福祉委員の委嘱

12 介護予防に資する地域福祉の推進

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)健康づくり運動の推進

ウォーキング、ラジオ体操、筋トレなど、地域における健康づくりのための施策を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
元気アップおがわプランの推進により、健康寿命延伸を目指した町民の健康づくり運動を促進し、その基本理念である「自分でつくる みんなで支える 健康づくり」を目指します。	実施	拡充

(2)介護予防事業の推進

地域包括ケアシステムの推進を図る中で、百歳体操など介護予防への取組を強化します。

主な施策・事業内容	現状	目標
介護予防のための教室の実施や住民主体の通いの場（いきいき百歳体操）を推進するとともに、あわせて高齢者に対する健康相談・健康教育を実施・継続することにより、より一層の健康意識の向上に努めます。 また、地域の介護予防サポーターの養成に取り組みます。	実施	拡充



健康体操（池田区）



いきいき百歳体操（春日町）

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)介護予防事業はつらつクラブの推進

介護保険サービスを利用していない(住宅改修、福祉用具の購入・レンタルを除く)方のため、体操やレクリエーションなどを通じた予防事業を行います。

主な施策・事業内容	現状	目標
介護予防事業はつらつクラブを実施し、介護予防に努めます。(参加者数)	87人	100人

(2)体操による健康づくり

「百歳体操」との連携を図りながら、健康づくり活動を促進するため創作した「ぴっかり千両体操」の普及を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
区民センターや自治会館など身近な場所で気軽に参加できる健康づくりの場を提供します。	37地区	50地区

町民の皆さんの取組

- 健康づくりのため、健康診断を受診するとともに日頃から運動をしましょう。
- 様々な健康体操に取り組みましょう。



介護予防事業はつらつクラブ

13 民間団体等との連携強化

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)事業所と地域の交流促進

介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所、保育サービス等を提供する民間事業所と地域の交流を促進し、地域福祉基盤の強化に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域で実施する会議等の場を通じて、事業者と「相談し合う関係」を構築します。あわせて地域において事業所の活動が理解され協働が促進される取組を進めます。	実施	拡充

(2)民間団体等との連携

連携と協働による活動により、地域のニーズに適切に対応し、健康増進に関する取組を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
健康増進に関する連携協定による健康講座を実施し、健康増進・介護予防施策を推進します。	実施	拡充

健康増進イベント
小川町 × 明治安田

📍 ヤオコーみどりが丘店 小川町情報発信コーナー

イベント内容

- 血管年齢測定**
血管の老化度合いを分かりやすく採点し「血管年齢」および点数で結果を表示します。
- 野菜摂取量測定**
皮膚のカロテノイド量を測定し、野菜摂取レベルと推定野菜摂取量の2つの結果を表示します。

予約不要!
お気軽にご参加ください!

※病気を診断する機械ではありません。測定することにより身体の状態について関心を持っていただき、健康を保つ参考にしてください。
・測定結果について、正しく測定した場合の誤差は概ね±10%程度です。
・測定結果は、測定前後や体質などの影響により大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先
小川町役場 長生き支援課
☎ 74-2323

健康増進に関する連携協定
町と明治安田生命保険相互会社は、互いに連携しながら協力し、健康増進に関する取組を推進していくため、連携協定を締結しました。連携協定の詳細については令和4年5月広報をご覧ください。

民間事業者との共同イベント

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)事業所との連携

介護サービスや障害福祉サービス等を提供する民間事業所と連携し、地域福祉活動推進に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
事業所の社会貢献（地域貢献）に係る取組を支援します。	3 事業所	4 事業所

(2)民間団体の活動支援

福祉活動を行うNPOや町民団体の活動を支援するとともに連携を進め、地域福祉活動の活性化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動を行う民間団体の取組を支援します。	4 団体	5 団体

町民の皆さんの取組

- 民間事業所の活動内容を把握し、交流を深めましょう。
- 民間事業所が行う地域に開かれたイベントに参加しましょう。
- 地域にある民間事業所、民間団体に関心を持ちましょう。

IV 福祉環境づくりの推進

【現状と課題】

地域で安心して暮らせるよう、福祉環境づくりを推進する必要があります。

高齢者や障害者等の交通弱者の移動手段については、市街地と周辺部を結ぶ公共交通網の整備を図ってきており、さらにその充実のため、小川町地域公共交通計画を策定するとともに、公共交通空白地域の解消や移動手段を持たない高齢者等の外出支援を目的として導入されたデマンドタクシー事業を継続する必要があります。

生活困窮に陥る人は、個々に様々な問題を抱えており、一律での対応は難しいのが現状です。相談件数も年々増加傾向にあり、長時間、個々に検討して対応していく必要もあることから、相談体制の充実が必要です。また、関係機関との連携により解消・改善に結び付くケースもあり、より連携の促進・強化が求められます。生活困窮者への支援については、自立に向けた支援を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童・生徒の学習支援の充実を図るなど、経済的安定等の促進に努める必要があります。また、生活困窮者の場合、精神疾患を持っていたり、他にも複合的な原因を有したりしている家庭が多いことから、包括的に支援していく必要があります。

町民の権利を守るため、高齢者、児童・生徒、障害者、女性、外国人、疾病者などをはじめ、すべての町民の権利擁護に努めるとともに、認知症の高齢者や障害者等の成年後見制度の利用を促進する必要があります。

少子化や家庭環境の複雑化など子どもを取り巻く環境の変化は大きく、また、子どもの成長や心理面の発達に及ぼす影響も大きいと考えられます。引き続き保護者に寄り添い信頼関係を構築しながら子育てを支援していく必要があります。小川町青少年補導委員会等との連携により、地域安全運動の推進を図るとともに、地域で学習支援を実施している自主的な団体と情報交換を実施し、子育て世代へ情報の提供に努める必要があります。

また、安心して暮らせる地域づくり、環境づくりのため、歩道や公園の整備など福祉的配慮に基づくまちづくりを推進する必要があります。



小川町福祉会議

14 高齢者等交通弱者の移動手手段の確保

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)バス路線の維持・充実

基幹交通である既存バス路線を維持し、移動手手段を確保します。

主な施策・事業内容	現状	目標
既存バス路線の維持・充実に努めます。	実施	継続

(2)デマンドタクシーの維持(継続)

公共交通空白地域の解消や移動手手段を持たない高齢者等の外出支援のため、デマンドタクシー事業を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
デマンドタクシー事業の維持(継続)を図ります。	実施	継続

(3)福祉移送サービスの支援

介護認定者、障害者等の移送のための福祉有償運送を支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
福祉有償運送事業に取り組む事業者が、円滑に登録(新規・更新・変更)事務が行えるよう支援します。	実施	継続

(4)高齢者の自動車等運転免許返納者の移動支援

高齢者の運転免許証の自主返納を促進し、町内における交通事故の減少を図るため、自主返納後の移動を支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
高齢者自動車等運転免許自主返納促進補助金を給付します。	実施	継続

(5)地域主体での新しい移動サービスなどの導入可能性の検討

公共交通事業者の運転手不足や地域の細かい移動ニーズに柔軟に対応するため、多様な輸送資源を活用した地域主体での新しい移動サービス導入の可能性を検討します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域支え合い移動サービスの運行について検討します。 日中稼働していない民間事業者等の送迎車両を含む、地域における輸送資源の活用方策も含めて、実施体制面での導入可能性を検討します。	検討	検討

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)福祉移送サービスの推進

介護認定者（要支援・要介護・基本チェックリスト該当者）、身体障害者等の移送のため、町内全域で行われている福祉有償運送事業を充実します。

主な施策・事業内容	現状	目標
福祉有償運送事業を充実します。（利用者数）	75人	100人

町民の皆さんの取組

- ・公共交通機関を利用しましょう。
- ・近所で声を掛け合い、自家用車の相乗りなどを推進しましょう。
- ・近所で支え合い・助け合い活動を推進しましょう。



福祉有償運送(移送サービス)

15 生活困窮者への支援

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)生活困窮者相談体制の充実

生活保護にいたることなく自立した生活を送れるよう、生活困窮者相談体制の充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
相談対応・紹介・連携を進めます。	実施	継続

(2)自立相談支援センターとの連携

県の自立相談支援センター「アスポーツ相談支援センター埼玉西部」との連携により、生活困窮者への相談・支援の充実に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
相談対応・紹介・連携を進めます。	実施	継続

(3)就労への支援

生活困窮者の自立生活のため、埼玉県社会福祉協議会やハローワーク、西部福祉事務所と連携し就労の支援を行います。

主な施策・事業内容	現状	目標
相談対応・紹介・連携を進めます。	実施	継続

(4)援護サービスの充実

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、各種貸付制度の適正な活用により、援護サービスの充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
相談対応・紹介・連携を進めます。	実施	継続

(5)こどもの貧困化対策

こどもの貧困に関する実態の把握に努め、教育・保健・福祉の関係課が連携して包括的な支援の充実を図ります。

また、支援を必要とするこどもとその家庭に必要な支援を行います。こどもの貧困予防や早期発見の観点から関係機関等との連携強化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
相談対応・紹介・連携を進めます。	実施	継続

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)セーフティネット事業などの促進

彩の国あんしんセーフティネット事業を活用し、社会福祉施設の担当相談員による相談、経済的援助、各種機関・制度へのつなぎなどを促進します。

また、生活福祉資金の貸し付けなど、生活の安定に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
彩の国あんしんセーフティネット事業の利用を支援します。	実施	拡充

町民の皆さんの取組

- 社会保障制度への理解を深めましょう。
- 経済的に困ったことがあったら、自立相談支援センター（小川町社会福祉協議会内）や小川町社会福祉協議会、役場などへ早めに相談しましょう。

16 町民の権利擁護

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)権利擁護の充実

権利擁護に関する相談窓口、成年後見制度の周知・啓発など、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、権利擁護の充実に努めます。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行（平成 28（2016）年4月1日）に合わせ、共生する社会の実現への取組を推進します。

さらに、孤立や排除されがちな人への対策として、ひきこもり等孤立した人への支援やLGBTQ等に対する理解促進などへの取組を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
権利擁護の重要性について周知・啓発を図ります。	実施	充実
障害者差別解消法の周知を図ります。	実施	拡充
孤立や排除されがちな人への相談支援を行いません。	実施	充実

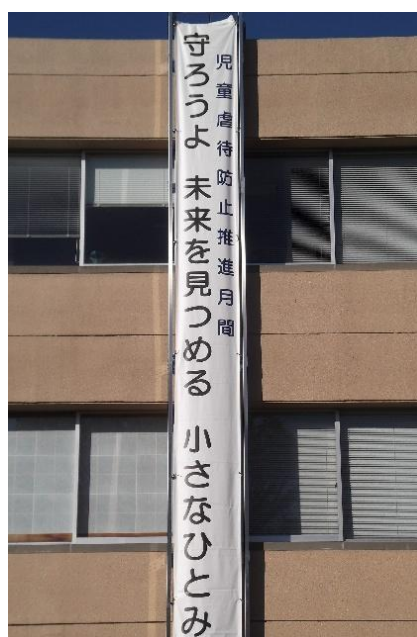
(2)虐待の防止、DVの防止

高齢者虐待防止法、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、配偶者暴力防止法など、虐待等の防止の取組を充実します。

主な施策・事業内容	現状	目標
虐待に関する情報提供があった場合には、関係機関へ情報提供を行い、必要な措置を講じます。	実施	充実



埼玉県虐待通報ダイヤルちらし



児童虐待防止推進月間

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の推進

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れを支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
小川町社会福祉協議会と利用者本人とで契約を結び、援助を開始します。	実施	拡充
1 基本サービス (1) 福祉サービス利用援助		
2 選択サービス (1) 日常生活上の手続き援助		
(2) 日常的金銭管理 (3) 書類等預かりサービス		

(2)成年後見事業の推進

成年後見事業の充実を図るため、町と連携しながら事業を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
成年後見制度の相談に関する支援を行います。	実施	実施

(3)法人後見事業の推進

法人として後見人を受任できる体制を作り、小川町社会福祉協議会が法人後見人を行います。

主な施策・事業内容	現状	目標
法人後見運営委員会を設置します。	実施	実施
小川町社会福祉協議会が法人として後見を受任します。	実施	実施

町民の皆さんの取組

- 人権について理解を深めましょう。
- 近所で虐待が疑われる場合は、役場など関係機関に通報しましょう。

17 子育て支援

地域福祉計画(小川町の取組)

(1)地域子育て支援拠点事業の充実

こどもの健全な育成を支援するため、地域子育て支援センターの充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
こどもの健全な育成を支援するため、子育て支援センターの充実を図ります。	実施	充実

(2)子育て支援ネットワークの形成

子育て支援ネットワークを形成し、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図ります。行政、関係機関、子育てNPO、地域活動団体等が連携し、地域の町民が子育てへの関心を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができる仕組みづくりを進めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
子育て支援ネットワークを形成し、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図ります。	実施	拡充

(3)地域ぐるみのこどもの体験・世代間交流

地域ぐるみでこどもの体験活動等を促進します。また、高齢者等との交流など、多様な交流機会をつくります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域において、こどもの多様な交流事業を推進します。 小川町子ども会連絡協議会主催による農業体験・かるた大会を実施します。なお実施方法などは地区の現状を踏まえ検討していきます。	実施	継続

(4)こども食堂・こどもの居場所づくりの推進

町では、地域のボランティアによる「こども食堂」が運営されており、地域での支え合いによる子育て支援が行われています。また、町は、こどもたちの居場所の一つになっているこの活動を、その自主性を尊重しながら支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
こどもたちの健やかな成長を地域が支える「こども食堂」の活動に対し、その自主性を尊重しながら支援します。 また、新たな活動を希望する団体（グループ）がある場合には、必要に応じて、立ち上げに対する支援を行うなど、地域での支え合いを推進します。	実施	充実

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1) ボランティア活動の推進

子育て支援を行うボランティア活動の活性化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
子育て支援に係るボランティアを確保し、利用を促進します。	実施	拡充

(2) 地域における世代間交流の推進

地域における高齢者と子育て世代の交流を促進し、お互いに支え合えるように様々な事業を展開します。

主な施策・事業内容	現状	目標
近隣たすけあい活動推進事業やふれあい・いきいきサロン事業などの高齢者対象の事業に、子育て世代の参加を促進します。	実施	拡充

町民の皆さんの取組

- 地域で子育て家庭の見守りを行いましょう。
- 地域で子どもが安心して遊べる環境をつくりましょう。

18 福祉のまちづくりの推進

地域福祉計画(小川町の取組)

(1) バリアフリーのまちづくり

すべての町民に利用しやすいバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
公共事業等を実施する場合には、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	実施	充実
埼玉県福祉のまちづくり条例の適切な運用を図ります。	実施	実施

(2) 利用しやすい都市公園の整備

高齢者の健康を促進するため、利用したくなる公園づくりを進めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
小川町都市公園施設長寿命化計画に基づいた公園の適正な維持管理および設備更新を進めます。	実施	実施



小川町役場多機能公衆トイレ



栃本親水公園

地域福祉活動計画(小川町社会福祉協議会の取組)

(1)コミュニティカルテによる点検活動の促進

コミュニティカルテにより地域のまちづくり課題を明らかにし、福祉のまちづくりを推進します。このため、コミュニティカルテづくりとその活用を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
「6地域の福祉力の向上(1)コミュニティカルテの充実、(2)コミュニティカルテの活用支援」により、福祉のまちづくりを推進します。	実施	充実

町民の皆さんの取組

- ・人にやさしいまちづくりに協力しましょう。

第3章 計画の推進方策

1 推進体制の充実

(1) 地域福祉推進委員会・地域福祉活動推進委員会

町民による活動が計画推進の柱となることから、「地域福祉推進委員会」・「地域福祉活動推進委員会」には、引き続き町民への参画を促します。

(2) 庁内体制・小川町社会福祉協議会体制

庁内の地域福祉推進の体制、小川町社会福祉協議会の地域福祉活動推進の体制を充実させるとともに、一体的な推進のための連携を図ります。

2 PDCAサイクルによるマネジメント

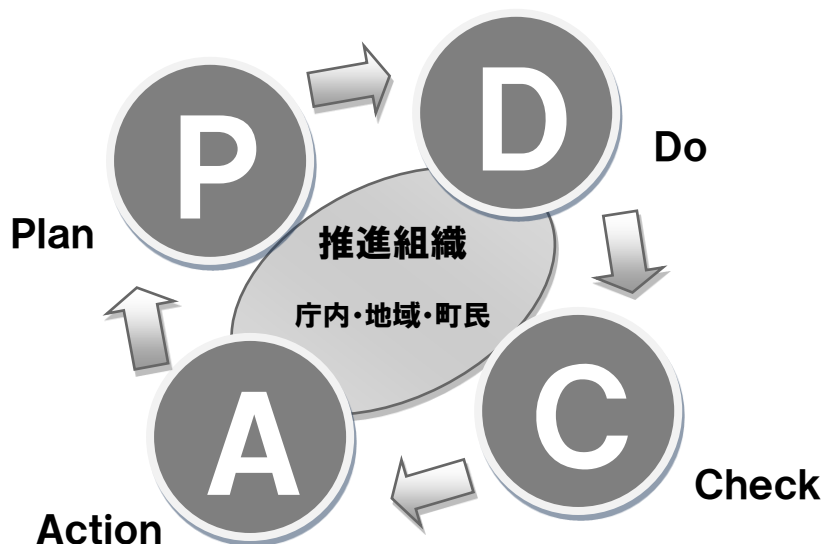
(1) 点検・評価

計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行うなどしてその推進を図るため、PDCAサイクルによるマネジメントを行います。

毎年度、実施状況の自己点検・評価を行い、「地域福祉推進委員会」・「地域福祉活動推進委員会」で進捗状況の確認を行います。

(2) 計画の改定

計画の進捗状況や社会環境の変化などに伴い、必要に応じて計画の改定を行います。本計画の終期にあたる令和12年度には計画の見直しを行います。



第3編 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

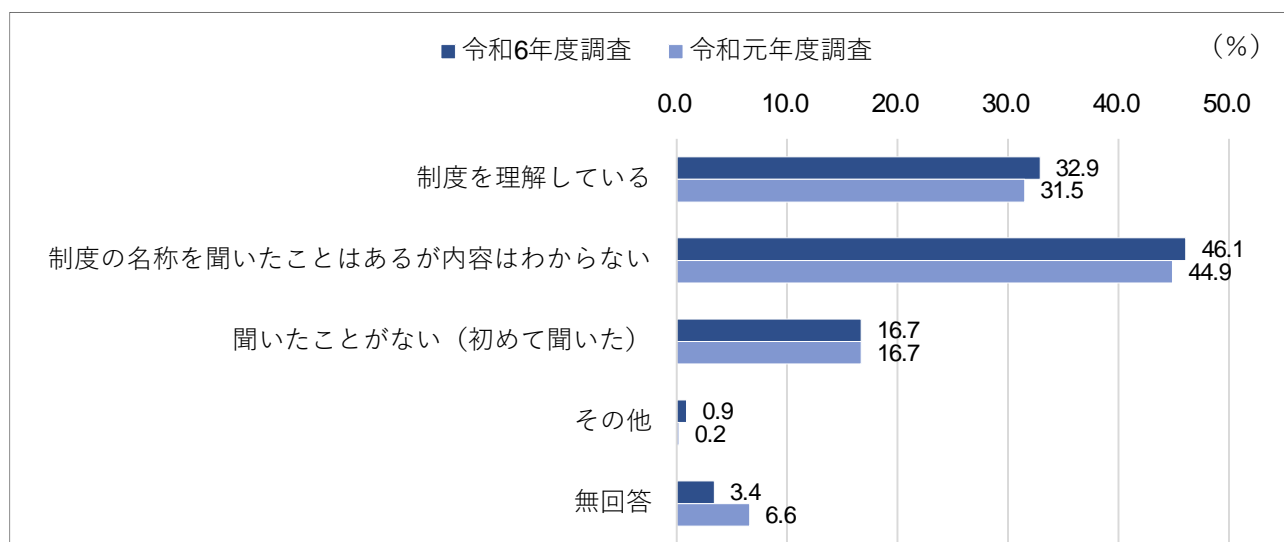
成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものであり、同法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。このため、成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

町民へのアンケート調査結果をみると、成年後見制度の認知度は、「制度の名称を聞いたことはあるが内容はわからない」が46.1%、「制度を理解している」が32.9%、「聞いたことがない（初めて聞いた）」が16.7%となっています。また、高齢になった時のお金や資産の管理への不安は、「自分が出来なくなったら家族・親族に頼みたい」が54.1%、「不安であるが自分でやるしかない」が30.2%、「使うかわからないが、公的な制度があると安心」が26.3%となっています。また、「不安はない」が17.8%、「すでに使っている」が1.9%となっています。

■成年後見制度の認知度（再掲）

問 26 成年後見制度をご存知ですか。（1つに○）

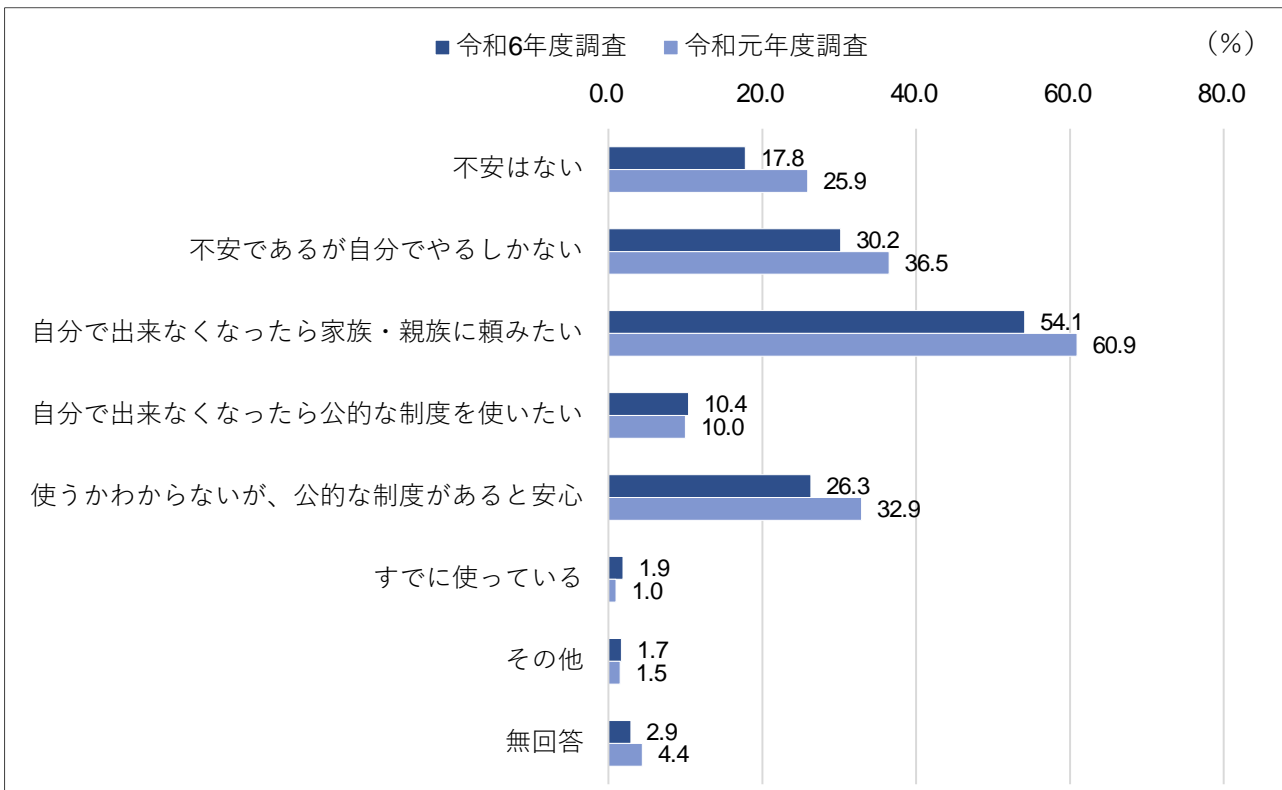
Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866



■ 老後のお金や資産管理への不安（再掲）

問 27 自分が高齢になった時に、お金や資産（自宅不動産など）の管理に不安がありますか。（主なもの2つ以内に○）

Nは、令和6年度調査 1008、令和元年度調査 866



2 地域連携ネットワーク体制の整備

(1) 権利擁護支援の仕組み

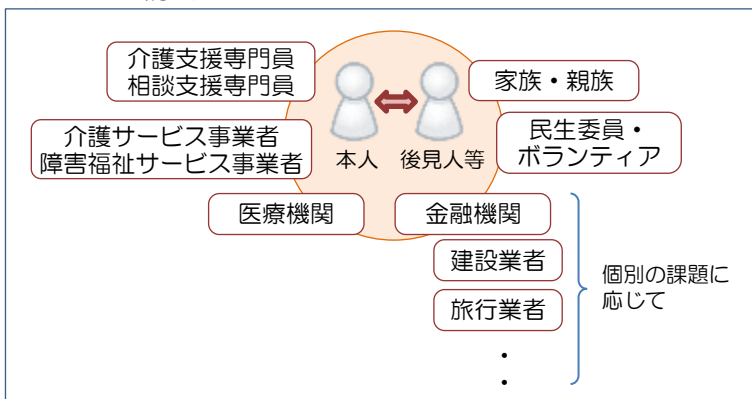
「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築します。

体制の構成は、「チーム」、「協議会」、「中核機関」とします。

(2) チームの設置

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みとして、チームを設置します。

■ チームの構成



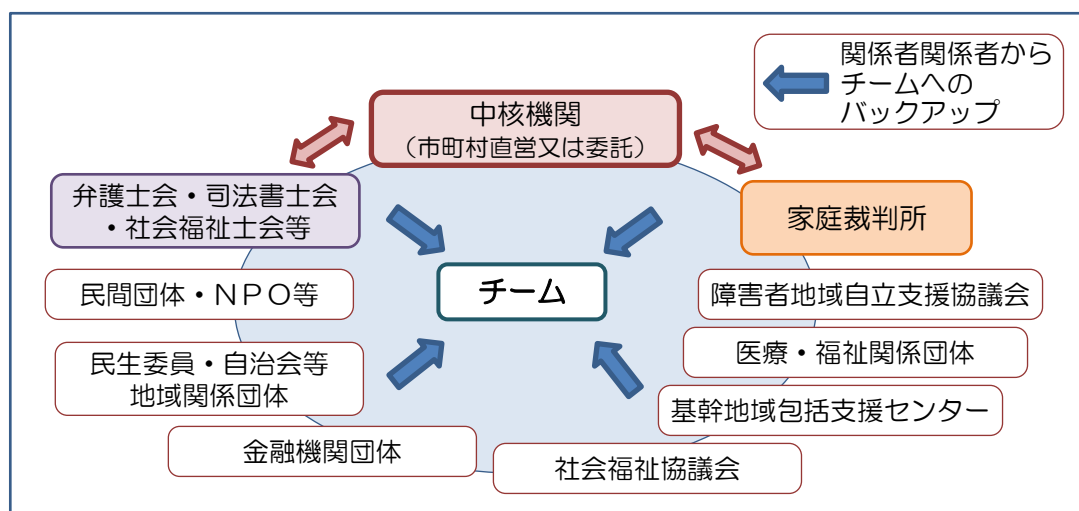
(3)中核機関の設置

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関として中核機関の設置を検討します。

(4)協議会の設置

「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体として協議会の設置を検討します。

■協議会の構成



3 施策の推進

中核機関を設置した場合には、次の施策を推進します。

(1)広報の充実

成年後見制度の理解を進め、町民・利用者への周知啓発を推進します。

(2)相談の充実

成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。

(3)成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進を図るために、以下のことに取り組みます。

- 親族後見人候補者への支援
- 市民後見人候補者等への支援
- 受任者調整（マッチング）等の支援
- 家庭裁判所との連携
- 担い手の育成・活動の促進
- 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

(4)後見人への支援

後見人と、本人に身近な関係者がチームとなって適切に対応する体制を作ります。

専門的知見が必要であると判断された場合においては、専門職団体の協力を得ながら後見活動が円滑に行われるよう支援します。

また、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人を支援します。

4 計画の推進

(1)庁内連携の推進

庁内では権利擁護事業や成年後見制度に関する事業に関して、各課が持つ相談機能についての情報交換、課題の抽出や共有を行います。

(2)国・県・家庭裁判所との連携

成年後見制度に関わる施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないことから、国や県の新しい動向を注視しつつ、家庭裁判所とも連携を図りながら施策の推進に努めます。

制度運用の過程において、不正が疑われる事案が生じた場合には、家庭裁判所との連携により適切に対処します。

(3)計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善するPDCAサイクルによるマネジメントを推進します。

推進にあたり、「小川町地域福祉推進委員会」・「小川町地域福祉活動推進委員会」を通じて進捗状況の把握とともに点検・評価を行います。

第4編 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

犯罪をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした人たちが必要な支援を得られるよう、また、立ち直りを支える人たちの支援が必要です。

国においては再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、再犯防止推進計画の策定と関係機関の連携強化が求められており、埼玉県においても第2期埼玉県再犯防止推進計画が策定され、全県的な取組が進められています。

本計画は、国や関係機関等と連携して再犯防止を進めるための指針として策定するものであり、町民一人一人が安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものです。

町民アンケート調査結果をみると、「社会を明るくする運動」と「再犯防止啓発月間」の認知度は、「両方とも聞いたことがない」が54.6%、「両方とも聞いたことがある」が22.6%などとなっています。属性別にも、いずれも「両方とも聞いたことがない」が最も多くなっています。また、再犯防止のために行政がすべきことは、「犯罪をした人を支援するために、様々な関係機関が連携する仕組みを作る」が40.9%、「住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする」が28.7%、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が28.1%などとなっています。

「社会を明るくする運動」とは

犯罪や非行をしてしまった人が二度とあやまちを犯さないように支えみんなが安心して暮らせる明るい地域を作るための運動です。7月を強調月間として、ボランティアの「保護司」を中心に、誰もが居場所を持てる温かい社会を目指す全国的な運動です。

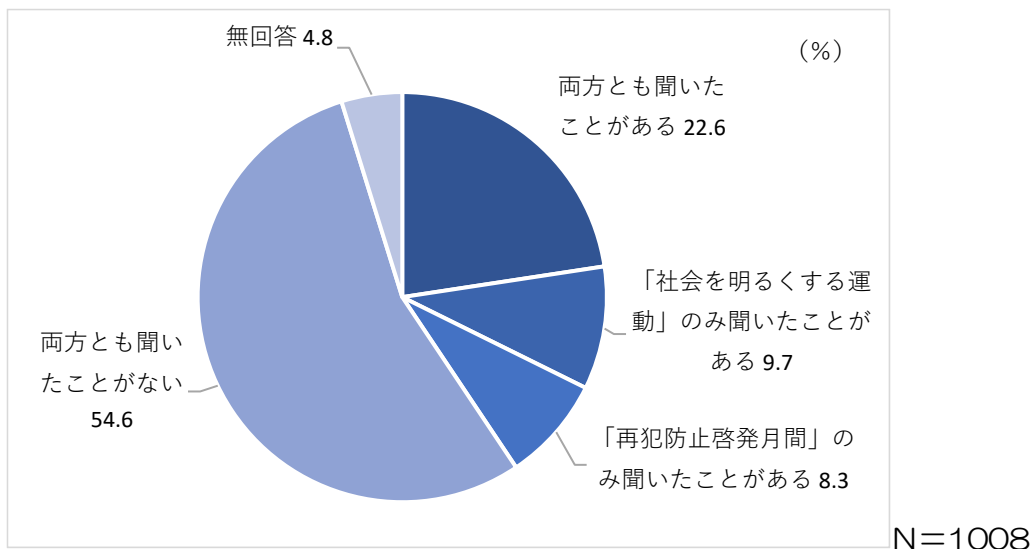


社会を明るくする運動 啓発活動

■「社会を明るくする運動」等の認知度

問 30 国は、平成 28 年（2016 年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、再犯防止を推進しています。

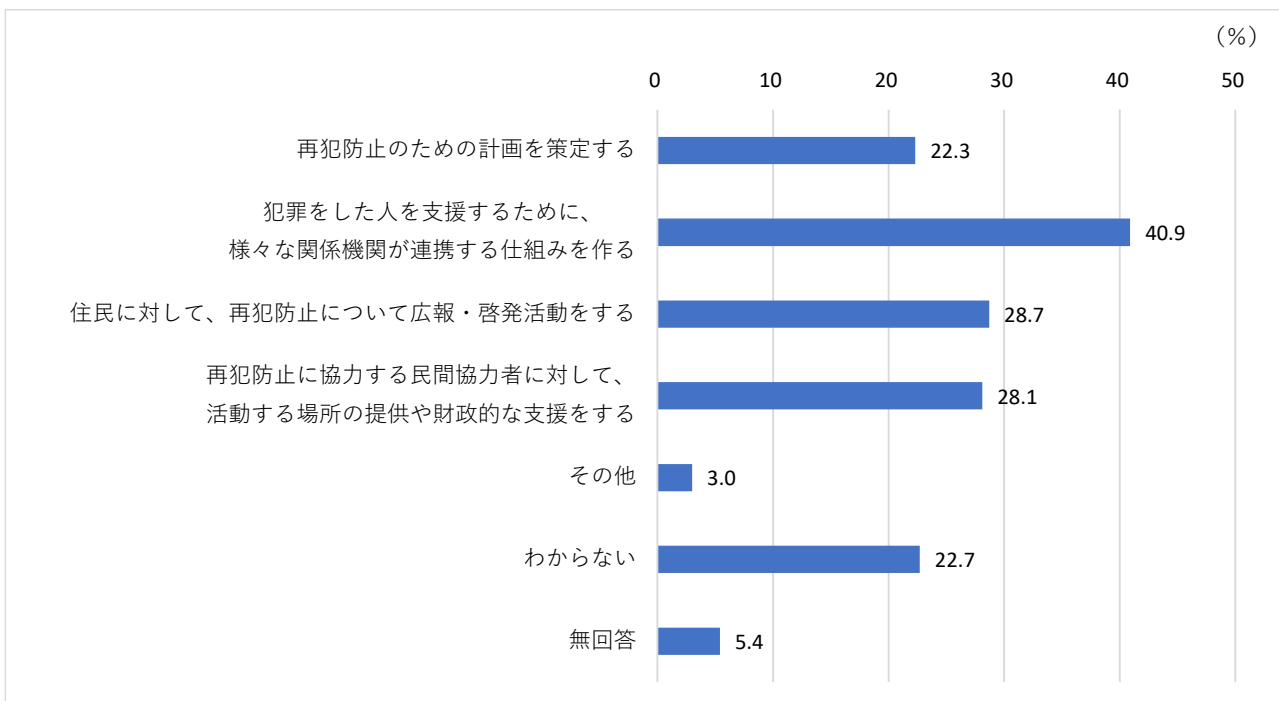
あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。（1 つに○）



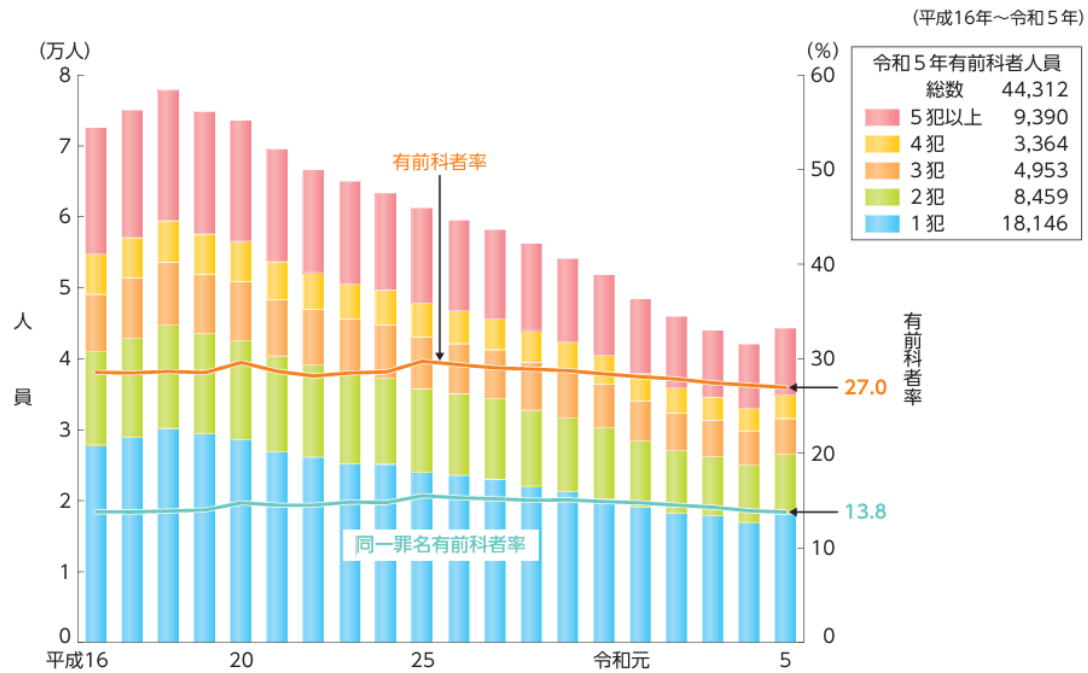
■再犯防止のためにすべきこと（再掲）

問 31 再犯防止のために、行政は何をするべきだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

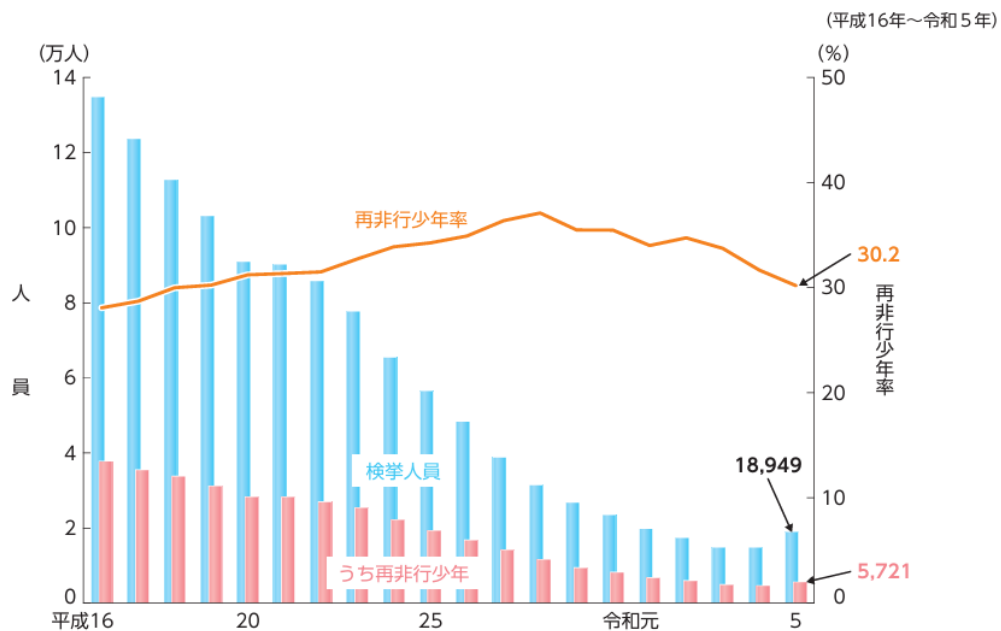
N=1008



■ 刑法犯 20歳以上の検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移

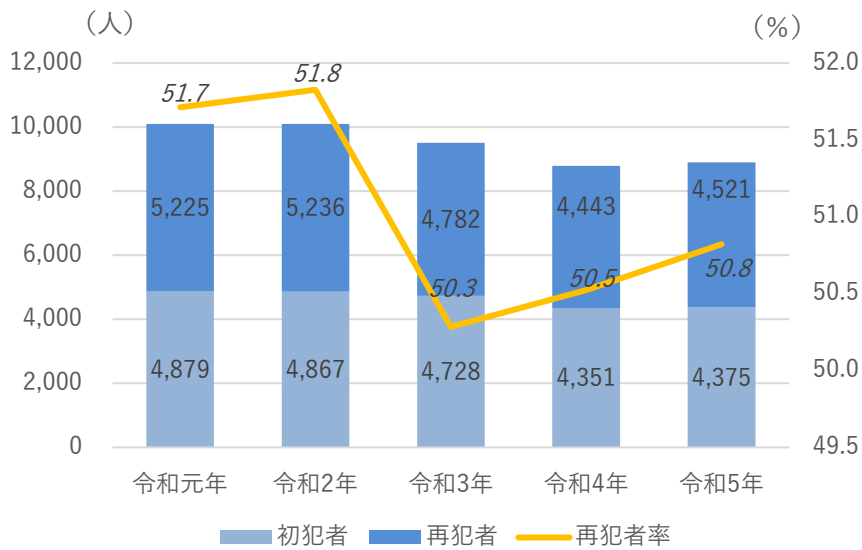


■ 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移

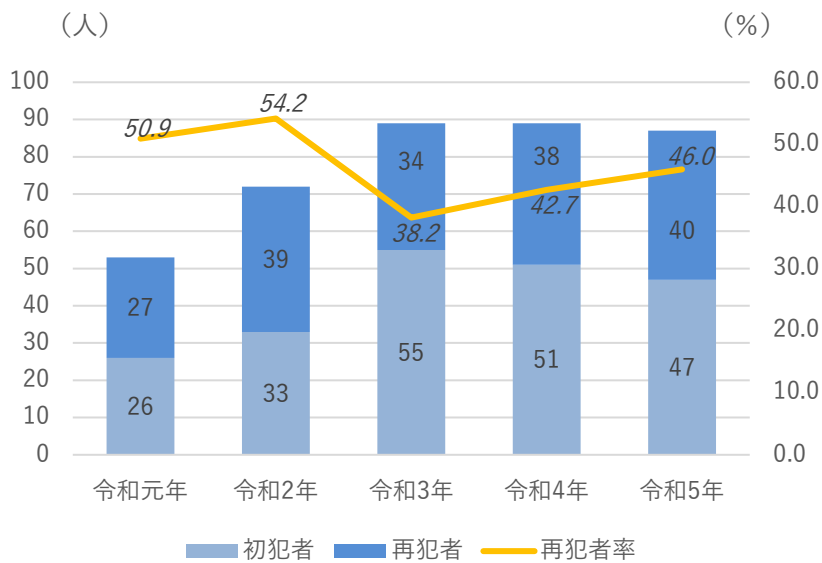


令和6年版犯罪白書

■埼玉県内 刑法犯検挙者数の推移



■小川警察署管内 刑法犯検挙者数の推移



注)・20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

・小川警察署の管轄には嵐山町、ときがわ町、東秩父村も含まれています。

資料提供：関東矯正管区

2 基本的方向

町における再犯防止の取組は、国の再犯の防止等の推進に関する法律及び埼玉県再犯防止推進計画の趣旨を踏まえ、町の実情に応じた取組を推進することを基本とします。

- (1) 就労・住居の支援
- (2) 福祉・保健医療サービスの利用促進
- (3) 関係機関との連携
- (4) 広報・啓発活動の推進

3 取組内容

(1)就労・住居の支援

再犯防止の基盤は「安定した生活の確保」であり、特に「就労」と「住居」の確保は不可欠です。ハローワーク、アサポート相談支援センターと連携し相談支援を行います。

(2)福祉・保健医療サービスの利用促進

高齢、障害、生活困窮、依存症など、再犯の背景には多様な課題が存在します。地域生活に必要な福祉・保健医療のサービスの利用促進のため相談体制の充実に努めます。

医療機関、西部福祉事務所、地域包括支援センター等と連携し、途切れのない支援を提供することで、自立を支えます。

(3)関係機関との連携

再犯防止は行政のみでは実現できず、関係機関や団体の協働が不可欠です。小川地区保護司会や更生保護女性会の活動を支援するとともに、公共施設において、保護司が保護観察対象者等と面接できる場所を提供します。また、薬物乱用防止の啓発のため、東松山保健所管内薬物乱用防止指導員協議会が実施する事業に協力します。

(4)広報・啓発活動の推進

再犯防止の実現には、町民一人一人の理解と協力が不可欠です。「社会を明るくする運動」の広報活動を通じて、再犯防止の意義や取組内容について周知を図ります。

4 計画の推進

(1)国・県・関係機関との連携

再犯防止に係る施策は、国や県の制度・方針に基づいて運営されているものが多くあることから、国や県の動向を注視しつつ、保護観察所、矯正施設、警察、保護司会などの関係機関と連携し、必要な取組の推進に努めます。

(2)計画の点検と評価

本計画推進のため、各施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき改善を行うPDCAサイクルによるマネジメントを推進します。

町においては、「小川町地域福祉推進委員会」・「小川町地域福祉活動推進委員会」を通じて進捗状況の把握とともに点検・評価を行います。

資料編

1 計画の策定経過

開催（実施）時期		内容
令和6年11月13日	令和6年度 第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画基本方針案、今後のスケジュールについて 第3次計画アンケート（案）について
令和6年11月27日	令和6年度 第1回地域福祉推進委員会 第1回地域福祉活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画進捗状況（令和5年度分）報告について 第3次計画の策定方針案及びスケジュールについて アンケートの実施について
令和6年12月23日 ～令和7年2月19日	町民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関するアンケート調査
令和7年6月26日	令和7年度 第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画今後のスケジュールについて 第3次計画アンケート（結果）について 小川町地域福祉計画・地域福祉活動計画の点検・評価について 次期計画の骨子案について
令和7年7月17日	令和7年度 第1回地域福祉推進委員会 第1回地域福祉活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画の諮問 第3次計画今後のスケジュールについて 第3次計画アンケート（結果）について 小川町地域福祉計画・地域福祉活動計画の点検・評価について 次期計画の骨子案について
令和7年10月10日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画案について 今後のスケジュールについて
令和7年10月30日	第2回地域福祉推進委員会 第2回地域福祉活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 次期計画の素案について 第3次計画今後のスケジュールについて
令和7年12月15日 ～令和8年1月16日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 計画案を公表し町民・関係者から意見募集（意見提出者1名、意見数1件）
令和8年1月29日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 計画案について
令和8年2月18日	第3回地域福祉推進委員会 第3回地域福祉活動推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 計画案について
令和8年3月24日	答申	<ul style="list-style-type: none"> 第3次計画案の答申
令和8年3月	計画決定	<ul style="list-style-type: none"> 町長決裁

2 計画の策定体制

①推進委員会

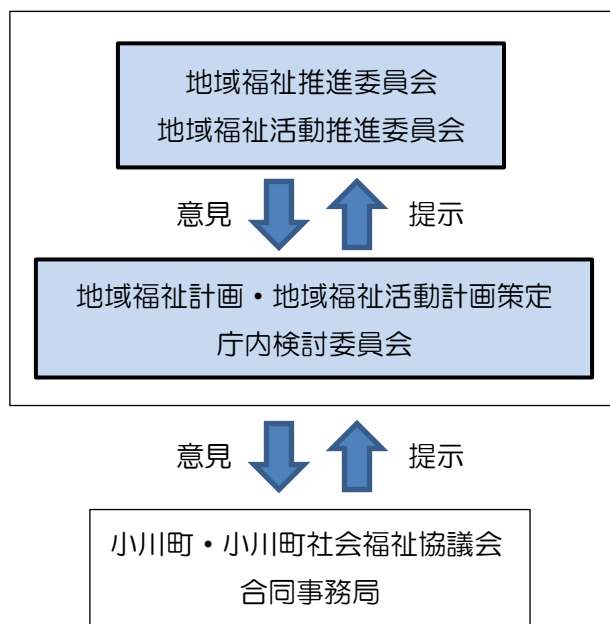
町民の参画する組織として地域福祉推進委員会及び地域福祉活動推進委員会を設置し、調査及び計画策定を行いました。

②庁内検討委員会

小川町と小川町社会福祉協議会の職員による検討委員会を設置し、策定作業を進めました。

③小川町及び小川町社会福祉協議会合同の事務局設置

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定することから、地域福祉計画の策定主体である小川町と、地域福祉活動計画の策定主体である小川町社会福祉協議会が、合同で策定作業を進めました。



3 小川町地域福祉推進委員会条例

平成 26 年 9 月 10 日
条例第 14 号

(設置)

第 1 条 小川町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び円滑な推進を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小川町地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 小川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 59 年小川町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会設置要綱

平成26年10月21日
要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人小川町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が小川町地域福祉活動計画の策定及び地域福祉の円滑な推進を図るため、小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関する活動を行う者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 小川町地域福祉推進委員会条例第3条第2項第1号に規定する公募により小川町長が委嘱した町民
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

5 小川町地域福祉推進委員会・小川町社会福祉協議会地域福祉活動推進委員会委員名簿

区分	氏名	所属・団体名等	
(1)公募による町民	柳 辰 夫		
	島 田 美恵子		令和6年度
	大 島 和 典		令和7年度
(2)地域福祉に関する活動を行う者	川 品 健	小川町区長会	
	金 子 治 夫	小川町区長会	令和6年度
	笹 本 孝 幸		令和7年度
	大 橋 喜久雄	小川町区長会	令和6年度
	土 田 芳 夫	小川町民生委員・児童委員協議会	令和6～7年度
	正 能 和 夫		令和7年度
	島 田 勇 子	小川町民生委員・児童委員協議会	
	木 下 淳	小川町医師団	
	松 岡 良 治	小川町商工会	
	田 端 大久實	小川町老人クラブ連合会	令和6年度
	内 田 弘		令和7年度
	針 金 美代子	小川町赤十字奉仕団	
	安 野 育 男	小川町身体障害者福祉会	
根 岸 仁 美	小川町PTA連合会	令和6年度	
島 田 かおり		令和7年度	
後 藤 美恵子	小川地区保護司会小川支部	令和7年度	
飯 野 真 樹	小川町社会福祉協議会 地域包括支援センター		
(3)学識経験者	嵩 田 勝 明		

事務局	堀 口 芳 之	小川町健康福祉課	課長	
	梅 原 淑 恵		主幹	
	鈴 木 祥 之		主席主査	
	岸 田 直 幸	小川町社会福祉協議会	局長	
	清 田 直 美		次長	
	田 嶋 茜		主事	
	大 谷 周 平		主事	令和6年度

6 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会設置要綱

令和2年10月1日
訓 令 第 11 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画(以下「福祉計画」という。)の策定に当たり、庁内の関係各課の職員等により必要な事項を検討するため、小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の基本方針に関すること。
- (2) 福祉計画の案に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、副町長、別表に掲げる課の職員及び町長が小川町社会福祉協議会に要請して選任された職員をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、検討委員会を総括する。
- 4 委員長は副町長とし、副委員長は委員の互選により選出する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要であると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会設置要綱(平成26年小川町訓令第16号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

所 属	人数
政策推進課	1
防災地域支援課	1
長生き支援課	1
子育て支援課	1

所 属	人数
都市政策課	1
学校教育課	1
生涯学習課	1
健康福祉課	2

7 小川町地域福祉計画・小川町地域福祉活動計画策定庁内検討委員会委員名簿

課名	担当	職名	氏名	備考
	総合調整	副町長	小 暮 亮 治	
政策推進課	政策推進担当	主席主査	石 川 俊 一	
防災地域支援課	総合相談・消費生活センター担当	主幹 主査	神 田 哲 也 高 橋 京	令和6年度 令和7年度
都市政策課	都市政策担当	主幹	武 川 悟	
学校教育課	学校教育担当	主幹 主査	荒 井 博 文 大 塚 美 恵 子	令和6年度 令和7年度
生涯学習課	生涯学習担当	主席主査	刑 部 静 香	
子育て支援課	子育て支援担当	主査 主査	岸 勇 介 坂 本 香 代 子	令和6年度 令和7年度
長生き支援課	高齢福祉担当	主席主査	高 瀬 亜 沙 美	
健康福祉課	保健衛生担当	主幹 主査	高 畑 弥 子 児 玉 裕 華	令和6年度 令和7年度
健康福祉課		課長	堀 口 芳 之	
社会福祉協議会		局長	岸 田 直 幸	

健康福祉課	事務局	主幹	梅 原 淑 恵	
		主席主査	鈴 木 祥 之	
社会福祉協議会	事務局	次長	清 田 直 美	令和7年度
		主事	田 嶋 茜	
		主事	大 谷 周 平	令和6年度

8 地域福祉に関するアンケート調査

地域福祉に関するアンケート調査を実施し、報告書を作成しました。調査の概要は以下のとおりです。

(1)調査の目的

小川町では、町の総合的な計画である第5次総合振興計画に基づいて地域福祉の推進、その実現をめざしたまちづくりを進めています。

令和3年3月に「第2次小川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉に関する取組を推進してきましたが、この計画が令和7年度までの計画であることから、令和8年度を始期とする「次期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。この計画に住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった福祉のまちづくりを進めるため、アンケート調査を実施したものです。

(2)調査の方法

ア 調査地域	小川町全域
イ 調査対象	町内に在住する18歳以上の男女
ウ 対象者数	2,000人
エ 抽出方法	住民基本台帳から無作為に抽出
オ 調査方法	郵送配布・郵送回収及びインターネットによる回収
カ 調査期間	令和6年12月23日～令和7年1月17日

(3)調査結果

ア 対象者数	2,000人
イ 有効回収数	1,008人（最終締め切りは令和7年2月19日） ※ うちインターネットによる回収は166票
ウ 有効回収率	50.4%

9 用語解説

あ行

あんしんサポートねっと

埼玉県社会福祉協議会が行っている事業。物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする。

一般介護予防事業

介護保険法に定められた介護予防事業。支援を要する人の把握や、住民主体の介護予防活動の育成・支援などを行う。

SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2030年までの国際目標で、17の

目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念に掲げている。

NPO

非営利団体（Non Profit Organization）の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称のこと。

LGBTQ

多数派の性的指向や性自認を持つ人々からみて少数派に属する人々の総称の一つ。(L)レズビアン、(G)ゲイ、(B)バイセクシュアル、(T)トランスジェンダー、(Q)クエスチョニング（クィア）の頭文字からなる。

か行

ケアラー

高齢、障害、疾病などにより援助を必要とする家族、友人、身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行う人のこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産むこどもの数。

交通弱者

移動を制約される人や交通事故の被害に遭いやすい人のこと。

こども

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定

義しており、18歳や20歳といった年齢では区切らない。なお、「児童」は、児童福祉法などの法律で定義される「満18歳に満たない者」を指す。

コミュニティカルテ

地域住民によって、地域における組織・活動の実態や生活環境の現状と希望の度合いを診断把握するもの。カルテによって地域について町民の理解を深めるとともに、コミュニティづくりを進める上での基礎資料として活用される。

孤立死

社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されること。

さ行

災害ボランティアセンター

地震や台風などの大災害時に、被災地の市区町村の社会福祉協議会が設置する、ボランティア活動の拠点。各地から集まるボランティアの受け入れ、被災者のニーズ把握、両者のマッチングを行い、効率的かつ円滑な復旧支援を目的とする。

彩の国あんしんセーフティネット事業

埼玉県内の社会福祉法人で構成する「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」で実施している事業で、既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するために、埼玉県内の社会福祉法人が協働して、社会貢献活動としての相談支援事業を実施するもの。利用

可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、逼迫した状況にある場合には経済的援助（現物給付）を行い、生活困窮者の自立を支援する。

自主防災組織

地域の防災力を高めるため、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、町民同士が協力して防災活動を行う組織のこと。

児童委員

児童福祉法に基づき市町村の区域に配置されている民間奉仕者。児童委員は民生委員を兼ねることになっている。

生活困窮者自立支援制度

経済的な理由などで生活に困っている方に対し、生活保護受給に至る前段階の早期支援を目的として、福祉事務所が就労支援や家計改善、住居の確保など多様な課題に応じ自立の支援を行う制度のこと。

生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域に

おいて助け合い・支え合いの仕組づくりの調整役を担う人のこと。

成年後見

認知症や障害などにより判断能力が十分でない方が、不利益をこうむらないよう法的に保護し、支援するための制度であり、選出された後見人が、本人の利益を考え、代わりに財産管理や契約などを行うことができる。

た行

地域福祉委員

行政区ごとに選任し、区長や民生委員・児童委員、地域住民と連携して、地域福祉活動に協力するボランティア。

地域支え合いセンター

被災者が、災害発生後に仮設住宅等の新しい環境で生活を再建される際に、安心した日常生活を送ることができるよう、また、孤独・孤立を防ぐため相談員の巡回による見守りや日常生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の創出等を行うセンターのこと。

地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・医療・福祉の面から総合的に支援する町の機

関であり、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携し、相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う。

DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。なお、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）を、通称「DV防止法」という。

デマンドタクシー

町内の公共施設や通院、買い物等に行くことができる交通手段のこと。行き先は指定されるが、町が利用料金の一部を負担することで、通常のタクシーよりも低料金で利用できる。

な行

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人のこと。特別な資格は必要ない。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、普通（ノーマル）の生活、権利等が保障されるように、環境整備を目指す理念のこと。

は行

バリアフリー

障害者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態を指す用語。

PDCA

施策・事業などを、計画（PLAN）し、計画のもとに実行（DO）、また、実行の成果を評価（CHECK）し、次の計画を見直し（ACTION）ていくマネジメ

ントのこと。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法で市町村長に作成を義務付けている名簿であり、要介護高齢者や障害者等の要配慮者のうちから避難行動要支援者を名簿に掲載する。地域防災計画に定めるところにより、消防機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等にその名簿を提供することができる。

福祉有償運送事業

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に認められ、NPO法人や社会福祉法人な

どが、実費の範囲内（営利とは認められない範囲）の対価により、乗車定員 10 人以下の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の輸送サービスのこと。

ま行

民生委員

民生委員法に基づき市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

や行

ヤングケアラー

本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている 18 歳未満の若者のこと。

ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるような製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能となることを前提に普遍性を強調した概念。

第3次小川町地域福祉計画・第3次小川町地域福祉活動計画

令和8年3月

発行 小川町・小川町社会福祉協議会

編集 小川町健康福祉課・小川町社会福祉協議会事務局

(小川町健康福祉課)

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

Tel 0493-72-1221 (代表) Fax 0493-74-2341

(小川町社会福祉協議会事務局)

〒355-0327 埼玉県比企郡小川町大字腰越 618 (パトリアおがわ 2F)

Tel 0493-74-3461 Fax 0493-74-3462

第2次小川町成年後見制度利用促進基本計画

令和8年3月

発行 小川町

編集 小川町健康福祉課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

Tel 0493-72-1221 (代表) Fax 0493-74-2341

小川町再犯防止推進計画

令和8年3月

発行 小川町

編集 小川町健康福祉課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

Tel 0493-72-1221 (代表) Fax 0493-74-2341

